

I 損害項目別和解事例の整理

ADR センターが公表した和解契約書の事例を紹介するに当たっては、主として見やすさの観点から、前半では、中間指針の示す精神的損害、風評被害等の損害項目別に、中間指針の示す順番にしたがって、和解事例の当該損害項目部分の解決内容を抜粋して、分類・整理して掲載し（I 損害項目別和解事例の整理）、次いで、和解事例全体を公表番号順に掲載し（II 和解事例一覧）、最後に、各事例ご記載された頁番号を示す索引を掲載した（III 和解事例索引）。

分類・整理にあたり中間指針の項目を用いたのは、中間指針が、紛争解決の際の指針あるいは当事者間における協議のスタートラインとして機能している実態に着目したものである。

また、前半の損害項目別の和解事例の整理は、主として見やすさの観点から、事例を損害項目ごとに分類・整理したものであり、理論的な観点でこれを分類・整理したものではない。

したがって、掲載箇所に関しても、各損害項目に分類された個別の和解事例が、必ずしも掲載した箇所の中間指針を当てはめた結論に従い解決されているものとは限らない。すなわち、中間指針の各損害項目への個別の和解事例の分類は、当該和解解決における「適用指針」を示すものではなく、単に、和解事例をいずれかの損害項目に分類・整理して掲載する必要上、便宜的かつ暫定的に分類・整理を行ったに過ぎないことには留意されたい。

さらに、1つの和解事例が、風評被害と間接被害、あるいは営業損害と財物価値の喪失損害等、複数の損害項目にも分類・整理可能な場合も存したが、便宜上、原則として1つの損害項目にのみ分類を行っている。

<論点別和解事例の見方>

中間指針等に基づく損害分類等を記載。

第5-5 輸出に係る風評被害

中間指針等の関連する記載を抄録。

(中間指針)

I) 我が国の輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について、本件事故以降に輸出先国の要求(同国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含む。)によって・・・(後略)

ADR センターにおける和解事例等の概要を記載。前段は請求概要を記載。

—和解事例—

本件事故当時、北海道で中古車輸出業を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害の賠償を請求した事案。

営業損害については、転売差額等の損害の発生自体は認められるとした上で、本件事故との因果関係については、日本国内での計測では放射線量の基準を下回った車両が輸出先国では基準を超えているとして輸入拒否されたこと、日本国内での計測でも放射線量の基準値を超えていたため洗車した上で輸出された中古車両が、輸出先国での計測の結果輸入拒否されたこと等も踏まえ、輸出先国の輸入規制を知らずに平成23年5月中に輸出した中古車両に関する損害については100%、当該規制を被害者が知った同年6月以降輸出先国に輸出したものの現地で輸入拒否にあった中古車両の損害についてはその50%程度、国内の計測で基準値を超えた中古車両の損害についてはその20%程度の損害について、本件事故と相当因果関係が認められるとして、100万円が賠償された。

ADR センターにおける和解事例等の概要を記載。後段は和解の概要を記載。

第1 避難指示に係る損害

1. 第1—A〔対象区域〕

(中間指針)

政府による避難等（後記の〔避難等対象者〕（備考）の1）参照。）の指示等（後記の〔避難等対象者〕（備考）の2）参照。）があった対象区域（下記（5）の対象「地点」も含む。以下同じ。）は、以下のとおりである。

(1) 避難区域

政府が原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した区域

- ① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内（平成23年4月22日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。）
- ② 東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径10km圏内（同年4月21日には、半径8km圏内に縮小。）

(2) 屋内退避区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の屋内退避を指示した区域

- ③ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内
（注）この屋内退避区域について、平成23年3月25日、官房長官より、社会生活の維持継続の困難さを理由とする自主避難の促進等が発表された。但し、屋内退避区域は、同年4月22日、下記の（3）計画的避難区域及び（4）緊急時避難準備区域の指定に伴い、その区域指定が解除された。

(3) 計画的避難区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して計画的な避難を指示した区域

- ④ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km以遠の周辺地域のうち、本件事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域であり、概ね1か月程度の間、同区域外に計画的に避難することが求められる区域

(4) 緊急時避難準備区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域

- ⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内の区域から「計画的避難区域」を除いた区域のうち、常に緊急時に避難の

ための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること及び特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域

(注) 上記の避難区域(警戒区域)、屋内退避区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域については、その外縁は、必ずしも東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は第二原子力発電所からの一定の半径距離で設定されているわけではなく、行政区や字単位による特定など、個々の地方公共団体の事情を踏まえつつ、設定されている。

(5) 特定避難勧奨地点

政府が、住居単位で設定し、その住民に対して注意喚起、自主避難の支援・促進を行う地点

⑥ 計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない本件事故発生から1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点であり、政府が住居単位で設定した上、そこに居住する住民に対する注意喚起、自主避難の支援・促進を行うことを表明した地点

(6) 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域

南相馬市が、独自の判断に基づき、住民に対して一時避難を要請した区域((1) ~ (4) の区域を除く。)

⑦ 南相馬市は同市内に居住する住民に対して一時避難を要請したが、このうち同市全域から上記(1) ~ (4) の区域を除いた区域

(注) 南相馬市は、平成23年3月16日、市民に対し、その生活の安全確保等を理由として一時避難を要請するとともに、その一時避難を支援した。同市は、屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日、上記(6)の区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示した。

2. 第1-B〔避難等対象者〕

(中間指針)

避難等対象者の範囲は、避難指示等により避難等⁴を余儀なくされた者として、以下のとおりとする。

- 1 本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き（以下「避難」という。）及びこれに引き続く同区域外滞在（以下「対象区域外滞在」という。）を余儀なくされた者（但し、平成23年6月20日以降に緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点を除く。）から同区域外に避難を開始した者のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。）
- 2 本件事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居（以下「住居」という。）があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者
- 3 屋内退避区域内で屋内への退避（以下「屋内退避」という。）を余儀なくされた者

－和解事例－

【公表番号 35】

本件事故当時、千葉県に居住していた申立人が、本件事故前から大熊町にある実家に帰省していたため、母親とともに実家からの避難を強いられたとして、実家に残置した申立人所有の旅行カバン等の時価相当額及び避難費用等について賠償を請求した事案。

申立人は、本件事故当時大熊町に滞在していたものの、千葉県に居住していたため、「避難等対象者」に明示的には該当しないが、本件事故当時に警戒区域内の実家において、避難指示を受け、避難したものであるため、「避難等対象者」に類似するものとされた。

【公表番号 76②】

本件事故以前から毎月2週間程度定期的に浪江町の親族宅に滞在しており、本件事故当時も浪江町の当該親族宅に滞在していた申立人が、浪江町から県外

⁴ 「避難」、「対象区域外滞在」及び「屋内退避」を併せて、「避難等」という（中間指針第3〔避難等対象者〕（備考）1）。

の自宅に帰宅するまで、本件事故直後から一週間程度避難生活を余儀なくされたことによる精神的損害として、相当な額の賠償を請求した事案。

避難に伴う精神的損害については、申立人が毎月2週間程度定期的に浪江町に滞在していたことが認められたため、申立人は、単に本件事故当時に偶然警戒区域内に滞在していた旅行者とは性質が異なり、警戒区域内での日常生活を阻害された避難者としての性質も有していた等の諸事情を考慮し、中間指針を参考に、一時金として、7万5000円が賠償された。

3. 第1-C-1 検査費用(人)

(中間指針)

本件事故の発生以降、避難等対象者のうち避難若しくは屋内退避をした者、又は対象区域内滞り者が、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、これらの者が負担した検査費用(検査のための交通費等の付随費用を含む。以下(備考)の3)において同じ。)は、賠償すべき損害と認められる。

一和解事例一

【公表番号47】

本件事故当時、警戒区域内に居住していた申立人ら(2名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。)が、精神的損害、避難費用(避難先の賃料・敷金の償却分等)、家電等購入費、一時立入費用、検査費用(人)等について賠償を請求した事案。

検査費用(人)については、1万円が賠償された。

【公表番号58】

本件事故当時、緊急時避難準備区域内に居住していた申立人ら(3名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」といい、併せて「申立人ら」という。)が、避難費用、精神的損害、就労不能損害等について賠償を請求した事案。

検査費用(人)については、X1の請求のとおり、2万円が賠償された。

【公表番号131】

本件事故当時、警戒区域内において造園業を営んでいた申立人が、避難費用、

精神的損害、営業損害及び財物価値の喪失又は減少に係る損害等の賠償を請求した事案。

検査費用（検査を受けに行くための交通費）については、5000 円が賠償された。

4. 第 1-C-2 避難費用

（中間指針）

I) 避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した以下の費用が、賠償すべき損害と認められる。

- ① 対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用
- ② 対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用（以下「宿泊費等」という。）
- ③ 避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用

II) 避難費用損害額算定方法は、以下のとおりとする。

- ① 避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。

但し、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。

- ② 他方、避難費用のうち生活費の増加費用については、原則として、後記 6 の「精神的損害」の（指針）I ①又は②の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認められる。その具体的な方法については、後記 6 のとおりである。

III) 避難指示等の解除等（指示、要請の解除のみならず帰宅許容の見解表明等を含む。以下同じ。）から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

(1) 交通費

－和解事例－

【公表番号 1】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、本件事故発生直後からの避難に伴い発生した精神的損害、居住地に所在する申立人所有の建物（以下「本件建物」という。）が被曝したことにより生じた損害等について賠償を請求した事案。

避難に伴う交通費については、X1 及び X2 それぞれに対し、1 万 6000 円が賠償された。

【公表番号 3】

本件事故当時、南相馬市小高区で飲食店を経営しながら、同居する親を介護していた申立人が、避難費用、営業損害、精神的損害等について賠償を請求した事案。

避難交通費については、自家用車での移動に係る費用支出について、1 万 3000 円が賠償された。

【公表番号 11】

本件事故当時、南相馬市鹿島区に居住していた、両足に障害のある申立人が、避難費用、精神的損害、新規購入した家財等に係る損害等について賠償を請求した事案。

避難交通費については、5 万円が賠償された。

【公表番号 30】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人ら（夫妻及びその子 2 名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、相当額の交通費（避難交通費及び一時立入交通費）、生活費の増加費用（42 万 3920 円）、精神的損害（400 万円）及び就労不能等に伴う損害（172 万 2080 円）について賠償を請求した事案。

交通費（避難交通費及び一時立入交通費）については、6 万 5550 円が賠償された。

【公表番号 31】

本件事故当時、飯舘村に居住していた申立人が、避難費用（交通費。1万1000円）、生活費増加費用（56万3958円）、就労不能損害（97万9000円）及び精神的損害（315万円）及び一時立入費用（4万4000円）について賠償を請求した事案。

避難費用（交通費）については、1万6000円が賠償された。

【公表番号 32】

本件事故当時、計画的避難区域（飯舘村）に居住していた申立人が、生活費の増加費用、精神的損害、避難費用、一時立入費用、生命・身体的損害（通院慰謝料等）等について賠償を請求した事案。なお、申立人の子も同時に避難費用等を請求した。

避難費用及び一時立入費用については、申立人の子も同じ額の請求を同時に申し立てていたため、申立人ではなく同人の子に賠償された。

【公表番号 39】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、避難費用及び精神的損害等について賠償を請求した事案。

避難費用（交通費）については、避難のため県内を自動車で7ヵ所移動したことが認められることから、3万5000円が賠償された。

【公表番号 40】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、避難費用及び精神的損害等について賠償を請求した事案。

交通費（避難費用）については、避難のため県内を自動車で4ヵ所移動したことが認められることから、2万円が賠償された。

【公表番号 41】【和解案提示理由書 12 番】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら（夫妻及びその子3名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」、「X5」といい、併せて「申立人ら」という。）が、県外に避難したとして、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

避難費用（交通費）については、一部減額の上、12万6000円が賠償された。

【公表番号 47】

本件事故当時、警戒区域内に居住していた申立人ら（2名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、精神的損害、避難費用（避難先の賃料・敷金の償却分等）、家電等購入費、一時立入費用、検査費用等について賠償を請求した事案。

避難交通費については、5万3000円が賠償された。

【公表番号 48】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難交通費（1万1000円）、精神的損害（100万円）、財物価値の喪失又は減少等に係る損害（家具等。100万円）及び生活費増加費用等（16万8081円）について賠償を請求した事案。

避難交通費については、1万1000円が賠償された。

【公表番号 50】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら（夫妻、その子及び夫の母。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子を「X3」、夫の母を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用及び就労不能に伴う損害等について賠償を請求した事案。

避難費用（交通費）については、3万8000円が賠償された。

【公表番号 58】

本件事故当時、緊急時避難準備区域に居住していた申立人ら（3名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、精神的損害、就労不能損害等について賠償を請求した事案。

避難・帰宅費用については、郡山市の仮設住宅への移動費用が避難費用に含まれるか否かが争点となったが、自宅への一時帰宅後も避難が継続しているとされ、X1の請求のとおり16万円が賠償された。

【公表番号 59】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、避難費用（6万1000円）、一時立入費用（19万8000円）、生活費増加費用（51万6348円）及び精神的損害（300万円）について賠償を請求した事案。

避難・帰宅費用については、9万6000円が賠償された。

【公表番号 64】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら（4名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

家財移動費用・避難交通費については、請求のとおり50万4000円が賠償された。

【公表番号 70】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難費用、生命・身体的損害及び精神的損害の賠償を請求した事案。

避難交通費については、6万円が賠償された。

【公表番号 75】

本件事故当時、川俣町（計画的避難区域）に居住していた申立人ら（夫妻及び夫の母。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、夫の母を「X3」といい、併せて「申立人ら」という。）が、福島市に避難したとして、避難費用（交通費）等について賠償を請求した事案。

避難費用（交通費）については、ガソリン代として1万5000円（1名あたり5000円）が賠償された。

【公表番号 78】

本件事故当時、楡葉町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、子らの家を転々と避難したとして、避難費用、生命・身体的損害及び精神的損害について賠償を請求した事案。

【X1 について】

避難費用（避難交通費及び避難宿泊費）については、子らの家を転々としたのは（合計19回の移動）長期間の滞在をすると子らの迷惑になるという理由であったことも踏まえ、請求のとおり25万2000円が賠償された。

避難費用（避難交通費及び避難宿泊費）については、子らの家を転々としたのは（合計19回の移動）長期間の滞在をすると子らの迷惑になるという理由であったことも踏まえ、請求のとおり25万2000円が賠償された。

【公表番号 85】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人が、避難費用（生活費増加費用 83 万円余、一時帰宅費用 9 万円余）、生命・身体的損害（24 万円余）、精神的損害（122 万円）、就労不能損害（34 万円余）及びその他損害（21 万円余）等について賠償を請求した事案。

その他損害については、県外への避難費用として 8 万 7000 円、避難先の変更に伴う引越費用 7 万 300 円、避難先の変更（県内移動）に伴う交通費 5000 円、生活費増加費用 4 万 8000 円（借上住宅の保険料 1 万 5000 円及び仲介手数料 3 万 3000 円）の支出の事実がそれぞれ認められるとして、請求のとおり 21 万 300 円が賠償された。

【公表番号 92】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、県外に避難したことに伴う避難費用（物品購入費として 44 万 7083 円、家賃として 10 万 4000 円、宿泊費として 39 万 2000 円、移動費用として 2 万 2000 円）について賠償を請求した事案。

移動費用については、X1 は、いわゆる車検を受けるために、県内に所在する自動車販売店まで移動したことによる移動費用（1 万 1000 円）を請求したところ、X1 は同店に 2 年分の車検費用を前払いしており、同店以外で車検を受けると当該前払金が無駄になるという事情があったこと等を踏まえて、あえて県内の自動車販売店で車検を受けることも不合理とはいえないとして、請求のとおり 1 万 1000 円が賠償された。

【公表番号 113】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻、成年の子 1 名及び未成年の子 1 名。ただし、未成年の子は本件事故当時、県外に下宿中であつた。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、成年の子を「X3」、未成年の子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等（合計 1670 万円余）について賠償を請求した事案。

移動費用（避難費用）については、4 万 1000 円が賠償された。

【公表番号 121】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人ら（2 名。以下、それ

ぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。)が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害、一時立入費用の賠償を請求した事案。

避難費用(交通費)については、5万6000円が賠償された。

【公表番号 129】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら(夫妻及びその子2名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。)が、検査費用(人)(2万2000円)、避難費用(144万7164円)、生活費の増加費用(131万6192円)、一時立入費用(3万8000円)、精神的損害(1120万円)及び就労不能損害(127万3121円)について賠償を請求した事案。

避難交通費については、家族間移動費も含め、X1に対し、33万6620円が賠償された。また、X2、X3及びX4に対しては、避難交通費として、それぞれ1万7000円が賠償された。

【公表番号 131】

本件事故当時、警戒区域内において造園業を営んでいた申立人が、避難費用、精神的損害、営業損害及び財物価値の喪失又は減少に係る損害等の賠償を請求した事案。

避難交通費については、1万5000円が賠償された。

【公表番号 141】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

避難費用(交通費)については、6万1000円が賠償された。

(2) 家財道具の移動費用

－和解事例－

【公表番号 1】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら(夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。)が、本件事故発生直後からの避難に伴い発生した精神的損害、居住地に所在する申立人所有の建物(以下「本件建物」という。)が被曝したことにより生じた損害等について賠償を請求した

事案。

○引越タクシー代（避難費用）

避難後のために使用したタクシー代については、X1 に対し 6720 円が賠償された。

○避難に伴う謝礼等

X1 が避難に伴う慰謝料等として求めた請求金額のうち、申立人らの転居に際し X1 が車両の提供をした者らに対して支払った謝礼は、実質的に引越費用ともいべき性質を有するもので、その支出は本件事故と因果関係が認められるとして、X1 に対し贈答品代 7240 円が賠償された。なお、それ以外の謝礼については、申立人らの自発的な意思に基づく社会儀礼的な行為という面もあることから、因果関係が認められないとされた。

【公表番号 3】

本件事故当時、南相馬市小高区で飲食店を経営しながら、同居する親を介護していた申立人が、避難費用、営業損害、精神的損害等について賠償を請求した事案。

家財道具移動費用については、2 万 8000 円が賠償された。また、引越謝礼については、申立人の親族がレンタカーを借りて家財道具移動（引越）を手伝い、申立人を県外の自宅まで先導したことについて申立人が支払った謝礼も本件事故と相当因果関係のある損害であるとして、請求のとおり 6 万円が賠償された。

【公表番号 11】

本件事故当時、南相馬市鹿島区に居住していた、両足に障害のある申立人が、避難費用、精神的損害、新規購入した家財等に係る損害等について賠償を請求した事案。

家財道具移動費用については、避難先の仮住居から最終的な住居への移転に要する費用として、15 万円が賠償された。

【公表番号 64】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら（4 名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

家財移動費用・避難交通費については、請求のとおり 50 万 4000 円が賠償された。

【公表番号 85】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人が、避難費用（生活費増加費用 83 万円余、一時帰宅費用 9 万円余）、生命・身体的損害（24 万円余）、精神的損害（122 万円）、就労不能損害（34 万円余）及びその他損害（21 万円余）等について賠償を請求した事案。

その他損害については、県外への避難費用として 8 万 7000 円、避難先の変更に伴う引越費用 7 万 300 円、避難先の変更（県内移動）に伴う交通費 5000 円、生活費増加費用 4 万 8000 円（借上住宅の保険料 1 万 5000 円及び仲介手数料 3 万 3000 円）の支出の事実がそれぞれ認められるとして、請求のとおり 21 万 300 円が賠償された。

【公表番号 131】

本件事故当時、警戒区域内において造園業を営んでいた申立人が、避難費用、精神的損害、営業損害及び財物価値の喪失又は減少に係る損害等の賠償を請求した事案。

家財道具移動費用については、交通費 1 万 2000 円が賠償された。

(3) 宿泊費用

－和解事例－

【公表番号 3】

本件事故当時、南相馬市小高区で飲食店を営みながら、同居する親を介護していた申立人が、避難費用、営業損害、精神的損害等について賠償を請求した事案。

宿泊費については、アパート及び駐車場賃料合計 69 万 9000 円その他、親族宅に宿泊した 45 日間につき日額 4000 円で計算した 18 万円、合計 87 万 9000 円が賠償された。

【公表番号 11】

本件事故当時、南相馬市鹿島区に居住していた、両足に障害のある申立人が、避難費用、精神的損害、新規購入した家財等に係る損害等について賠償を請求した事案。

知人宅滞在費用については、滞在先の知人に対して申立人が実際に支払った金額である2万5000円（滞在期間は約2週間）が賠償された。

【公表番号 33】

本件事故当時、檜葉町に居住していた申立人ら（2名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、本件事故により、県外にある別の親族宅にそれぞれ避難したとして、当該親族に対して支払った宿泊費（謝礼を含む。X1につき80万円及びX2につき51万円）の賠償について請求した事案。

宿泊費（謝礼を含む。）については、日額2000円程度の宿泊費の支払⁵は相当額の範囲内であるとして、親族に実際に支払った金額である80万円（X1）及び51万円（X2）がそれぞれ賠償された。

【公表番号 41】【和解案提示理由書 12 番】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら（夫妻及びその子3名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」、「X5」といい、併せて「申立人ら」という。）が、県外に避難したとして、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

宿泊費用については、申立人らが本件事故前には負担していなかったX1の勤務先の宿舎の使用料（月額3万円）をもとに算定し、請求のとおり15万円が賠償された。

【公表番号 43】

本件事故当時、広野町に居住していた申立人が、避難先の親族宅で支払った宿泊費用（謝礼金）について賠償を請求した事案。

申立人が親族に謝礼金を支払った事実を確認した上で、避難に伴う宿泊費として、請求のとおり、25万円が賠償された。

【公表番号 47】

本件事故当時、警戒区域内に居住していた申立人ら（2名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、精神的損害、避難費用

⁵ 和解金額及び避難期間から計算したところ、X1については日額2564円、X2については日額1635円が支払われたこととなる。

(避難先の賃料・敷金の償却分等)、家電等購入費、一時立入費用、検査費用等について賠償を請求した事案。

避難費用(宿泊費)については、県外で生活していた娘夫妻が新たに同居するようになったこと、歩行困難で身体障害者認定を受けていた申立人らがバリアフリーのマンション(賃料共益費月額21万7000円)を貸借する必要性を考慮して、①避難先の賃料共益費については月額15万円を基準として計68万円が、②敷金の償却分として12万円が、③避難先宿泊費として1万2000円がそれぞれ賠償された。

【公表番号 50】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら(夫妻、その子及び夫の母。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子を「X3」、夫の母を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。)が、避難費用及び就労不能に伴う損害等について賠償を請求した事案。

避難宿泊費については、避難先の駐車場の賃料(1ヵ月4000円)について6ヵ月分2万4000円その他、家財保険料2万円及び仲介手数料4200円の支出が認められたことから、これらの合計4万8200円が賠償された。

【公表番号 64】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら(4名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。)が、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

親戚宅滞在費用を含む避難後宿泊費用については、親戚への謝礼も宿泊費に準ずるとして請求のとおり26万円が賠償された。

【公表番号 68】

本件事故当時、警戒区域内に居住していた申立人が、居宅倉庫に保管していた大量の食料品の価値が被曝によって喪失したとして、避難費用及び財物価値の喪失又は減少に係る損害(自宅保管の食品)等について賠償を請求した事案。

避難後の宿泊費としては、親族宅に宿泊していることが認められるとして、1ヵ月あたり6万円(合計72万円)が賠償された。

【公表番号 74】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、県外の親戚宅に避難したと

して避難費用（親族への謝礼。30万円）について賠償を請求した事案。

避難費用については、避難先の親戚への謝礼 30万円の請求に対し、24万円が相当とされ、賠償された。

【公表番号 78】

本件事故当時、檜葉町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、子らの家を転々と避難したとして、避難費用、生命・身体的損害及び精神的損害について賠償を請求した事案。

【X1について】

避難費用（避難交通費及び避難宿泊費）については、子らの家を転々としたのは（合計 19 回の移動）長期間の滞在をすると子らの迷惑になるという理由であったことも踏まえ、請求のとおり 25万 2000円が賠償された。

【公表番号 92】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、県外に避難したことに伴う避難費用（物品購入費として 44万 7083円、家賃として 10万 4000円、宿泊費として 39万 2000円、移動費用として 2万 2000円）について賠償を請求した事案。

家賃については、支払の事実が認められた 7月分及び 8月分について、X1 に対して、10万 4000円が賠償された。

宿泊費については、ホテルでの宿泊 1泊分について、X1 及び X2 に対して、それぞれ 8000円が賠償された。

【公表番号 113】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻、成年の子 1名及び未成年の子 1名。ただし、未成年の子は本件事故当時、県外に下宿中であつた。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、成年の子を「X3」、未成年の子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等（合計 1670万円余）について賠償を請求した事案。

避難に伴う宿泊費等については、支出の事実が認められるとして、家賃及び駐車場賃料 7万 4000円が賠償された。宿泊先の知人への謝礼については、宿泊費に相当する 5万円について賠償された。

【公表番号 121】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人ら（2名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害、一時立入費用の賠償を請求した事案。

避難費用（宿泊費）については、28万円が賠償された。

【公表番号 129】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら（夫妻及びその子2名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、検査費用（人）（2万2000円）、避難費用（144万7164円）、生活費の増加費用（131万6192円）、一時立入費用（3万8000円）、精神的損害（1120万円）及び就労不能損害（127万3121円）について賠償を請求した事案。

宿泊費については、X1及びX2が7ヵ月分の宿泊費として避難先の親族に支払った金額のうち、20万円が賠償された。

【公表番号 143】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、生活費増加費用、移転・宿泊費等、精神的損害及び一時立入費用について賠償を請求した事案。

移転・宿泊費等については、避難先への謝礼として要した贈答品の購入費用1万9560円が賠償された。

(4) 生活費の増加費用

※ ここでは、生活費の増加費用について、精神的損害と合算されず、生活費の増加費用として独立して賠償された事案について記載した。

－和解事例－

【公表番号 1】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、本件事故発生直後からの避難に伴い発生した精神的損害、居住地に所在する申立人所有の建物（以下「本件建物」という。）が被曝したことにより生じた損害等について賠償を請求した

事案。

X1 の生活用品等購入費については、本件事故後、急遽避難を余儀なくされ、必要な生活用品を持ち出すことができなかったこと、購入した電化製品が標準的な価格帯から著しく乖離しているものではないこと等の事情から、実際の支出額から食料品の購入費を除いた 46 万 3603 円が賠償された。なお、食費については、中間指針が生活費の増加分を原則的に避難に伴う精神的損害と併せて規定していること、具体的な増加分の算定が困難であること等から、本和解の対象とされなかった。

生活費増加費用としての電話代については、避難者が避難により突如日常生活を奪われるとともに、見知らぬ土地への移動、同所での生活を余儀なくされることから、避難直後から数ヵ月間にわたっては、家族・友人らとの電話連絡が増加することが社会通念上相当である。したがって、具体的な増加額について資料により明らかにされるのであれば、避難に伴う慰謝料とは別の損害として認める余地がある等の事情から⁶、本件事故前 3 ヶ月の固定電話料金及び携帯電話料金から平均月額電話代を算出し、これと事故後 4 ヶ月（平成 23 年 3 月から平成 23 年 6 月まで）の固定電話料金及び携帯電話料金の平均月額電話料金を比較し、1 ヶ月あたりの携帯電話料金の差額を算出した上、この差額の 4 ヶ月分の合計額が損害として認められるとして、X1 に対し 6414 円が、X2 に対し 2 万 6000 円がそれぞれ賠償された。

【公表番号 3】

本件事故当時、南相馬市小高区で飲食店を経営しながら、同居する親を介護していた申立人が、避難費用、営業損害、精神的損害等について賠償を請求した事案。

生活費の増加費用については、最低限必要とした日用品、衣服、家具の購入費の他、冬タイヤの交換費用、携帯電話代増加額等について、請求額のおよそ 9 割である 48 万 7000 円が賠償された。

【公表番号 6】【和解案提示理由書 6 番】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人ら（夫妻、妻の母及び子。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、妻の母を「X3」、子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が避難費用（42 万 2100 円）、一時立入費用（2 万 5000 円）、精神的損

⁶ 和解案提示理由書の記載に基づく。

害（795万円）、就労不能損害（303万6153円）、生活必需品の購入費用（8万9268円）等について賠償を請求した事案。

生活必需品の購入費用については、X1が請求した8万9268円のうち、食品の購入費を除いた8万8743円が賠償された。

【公表番号 11】

本件事故当時、南相馬市鹿島区に居住していた、両足に障害のある申立人が、避難費用、精神的損害、新規購入した家財等に係る損害等について賠償を請求した事案。

通常範囲を超える生活費の増加費用（一時帰宅費用を含む。）については、その支出が認められた6万円が賠償された。

新規購入した家財等に係る損害については、新規家財道具等の購入費を含めた金額として申立人が請求した25万円が賠償された。

【公表番号 14】【和解案提示理由書 8 番】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、いわき市に避難後、避難生活のために購入した衣類、家具等の購入費用について賠償を請求した事案。

生活費の増加費用については、新たに購入した喪服、食器棚、冷蔵庫の3点について妥当な金額であるとして東京電力基準との差額5万7000円が賠償された。

【公表番号 30】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人ら（夫妻及びその子2名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、相当額の交通費（避難交通費及び一時立入交通費）、生活費の増加費用（42万3920円）、精神的損害（400万円）及び就労不能等に伴う損害（172万2080円）について賠償を請求した事案。

生活費の増加費用については、その内訳は、衣服費や学校用品費、蛍光灯やエアコン等の家電製品費等であったが、そのうちカーナビゲーションの購入・取付費用（合計約6万円）について賠償の対象とするか否かが争点となった。この点、申立人らが土地勘のない場所での生活を余儀なくされたことを考慮し、賠償の対象とされ、生活費の増加費用として合計42万3920円が賠償された。

【公表番号 31】

本件事故当時、飯舘村に居住していた申立人が、避難費用（交通費。1 万 1000 円）、生活費増加費用（56 万 3958 円）、就労不能損害（97 万 9000 円）及び精神的損害（315 万円）及び一時立入費用（4 万 4000 円）について賠償を請求した事案。

生活費増加費用については、59 万 9716 円が賠償された。

【公表番号 32】

本件事故当時、計画的避難区域（飯舘村）に居住していた申立人が、生活費の増加費用、精神的損害、避難費用、一時立入費用、生命・身体的損害（通院慰謝料等）等について賠償を請求した事案。なお、申立人の子も同時に避難費用等を請求した。

生活費の増加費用については、42 万 4230 円が賠償された。

【公表番号 34】

本件事故当時、川内村（緊急時避難準備区域）に居住していた申立人ら（夫妻）が、生活費増加費用（50 万円）、相当額の精神的損害等の賠償について請求した事案。

生活費増加費用については、申立人ら 2 名併せて、実際に支出した金額のうち食品に対するものを除いた 3 万 1417 円が賠償された。

【公表番号 39】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、避難費用及び精神的損害等について賠償を請求した事案。

生活費の増加費用及びその他損害については、生活費関連の損害又は負担増加費用として 12 万 5000 円が賠償された。犬の治療費については、申立人の母⁷と折半した金額程度が相当な支出と認められるとして、上記の生活費関連の損害又は負担増加費用の一部として賠償された。

【公表番号 40】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、避難費用及び精神的損害等について賠償を請求した事案。

⁷ 公表番号 40 の申立人と同一である。

生活費の増加費用及びその他損害については、実際に支出等した金額に基づき、生活費関連の損害又は負担増加費用として 12 万円が賠償された。犬の治療費については、申立人の子⁸と折半した金額程度が相当な支出と認められるとして、上記の生活費関連の損害又は負担増加費用の一部として賠償された。

【公表番号 41】【和解案提示理由書 12 番】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら（夫妻及びその子 3 名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」、「X5」といい、併せて「申立人ら」という。）が、県外に避難したとして、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

家族間の移動費用については、X1 が勤務のために福島市内の勤務先の宿舎に避難したことから、県外に避難した X2 ら 4 名の避難先と勤務先の宿舎とを行き来するための自家用車による交通費として、実際に移動した回数に基づき、63 万 7000 円が賠償された。

【公表番号 47】

本件事故当時、警戒区域内に居住していた申立人ら（2 名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、精神的損害、避難費用（避難先の賃料・敷金の償却分等）、家電等購入費、一時立入費用、検査費用等について賠償を請求した事案。

家電等購入費については、20 万 2320 円が賠償された。

【公表番号 48】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難交通費（1 万 1000 円）、精神的損害（100 万円）、財物価値の喪失又は減少等に係る損害（家具等。100 万円）及び生活費増加費用等（16 万 8081 円）について賠償を請求した事案。

生活費増加費用については、28 万 3025 円が賠償された。

【公表番号 50】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら（夫妻、その子及び夫の母。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子を「X3」、夫の母を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用及び就労不能に伴う損害等について賠

⁸ 公表番号 39 の申立人と同一である。

償を請求した事案。

生活費増加費用（家財を含む。）については、支出の事実が認められた、家財の購入費や教材費の一部（体育用シューズ、通学用ベスト等）等につき因果関係があるものとして、14万3810円が賠償された。

【公表番号 59】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、避難費用（6万1000円）、一時立入費用（19万8000円）、生活費増加費用（51万6348円）及び精神的損害（300万円）について賠償を請求した事案。

生活費増加費用については、ガイガーカウンター購入費等の通常範囲を超える生活費の増加費用として認められる部分につき38万円が賠償された。

【公表番号 63】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人が、精神的損害、自動車の財物価値喪失又は減少に係る損害及び生活費増加費用等について賠償を請求した事案。

生活費増加費用については、携帯料金増加分は支出の事実が認められた6万6989円が、日用品等購入費は5万564円が、中古車購入費は請求のとおり23万円が、カーナビゲーション購入費は6万5000円がそれぞれ賠償された。また、家族が別居したことに伴う家族間の交通費は17万円が賠償された。

【公表番号 64】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら（4名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

生活費増加費用については、二重生活のための生活用品購入費・アパート賃借の際の生活用品購入費について、通常範囲を超える生活費の増加費用であるとして、請求のとおり合計52万1487円が賠償された。

【公表番号 68】

本件事故当時、警戒区域内に居住していた申立人が、居宅倉庫に保管していた大量の食料品の価値が被曝によって喪失したとして、避難費用及び財物価値の喪失又は減少に係る損害（自宅保管の食品）等について賠償を請求した事案。

生活費増加費用としての水道光熱費については、平成23年3月11日から平

成 23 年 11 月 30 日までの期間に発生したものは、すでに既払賠償金として支払済みとなっている月額 10 万円又は 12 万円の精神的損害の賠償金に含まれており、既に支払済みであることが確認された。

【公表番号 70】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難費用、生命・身体的損害及び精神的損害の賠償を請求した事案。

通常の範囲を超える生活費増加費用については、18 万 145 円が賠償された。

【公表番号 75】

本件事故当時、川俣町（計画的避難区域）に居住していた申立人ら（夫妻及び夫の母。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、夫の母を「X3」といい、併せて「申立人ら」という。）が、福島市に避難したとして、避難費用（交通費）等について賠償を請求した事案。

生活費増加費用については、支出の事実が認められたものとして、鍵・鎖の購入費、携帯電話機 1 台の購入費、花ごさ代金、衣装ケース代金、駐車場代（8 ヶ月分）等、合計 15 万 7735 円が賠償された。

【公表番号 79】

本件事故当時、双葉町に居住していた申立人が、生活費増加費用等について賠償を請求した事案。

生活費増加費用のうち、支出の事実が認められたものとして、衣類購入費用及びカーナビ購入費用については計 5 万円、携帯電話料金増加分については 5 万円、家族間の移動費用については 33 万 6000 円が賠償された。

【公表番号 85】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人が、避難費用（生活費増加費用 83 万円余、一時帰宅費用 9 万円余）、生命・身体的損害（24 万円余）、精神的損害（122 万円）、就労不能損害（34 万円余）及びその他損害（21 万円余）等について賠償を請求した事案。

生活費増加費用については、58 万 9844 円が賠償された。

その他損害については、県外への避難費用として 8 万 7000 円、避難先の変更に伴う引越費用 7 万 300 円、避難先の変更（県内移動）に伴う交通費 5000 円、生活費増加費用 4 万 8000 円（借上住宅の保険料 1 万 5000 円及び仲介手数料 3

万 3000 円) の支出の事実がそれぞれ認められるとして、請求のとおり 21 万 300 円が賠償された。

【公表番号 89】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、就労不能損害 (155 万 1168 円)、生活費増加費用 (79 万 3637 円)、相当額の財物損害 (車両) 等について賠償を請求した事案。

生活費増加費用については、ホームベーカリー、雑誌・文芸書、レターセット等、通常の生活においても費やされる食費や消耗品費を除き、その他の生活必需品の購入費として、75 万 7439 円が賠償された。

【公表番号 92】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら (夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。) が、県外に避難したことに伴う避難費用 (物品購入費として 44 万 7083 円、家賃として 10 万 4000 円、宿泊費として 39 万 2000 円、移動費用として 2 万 2000 円) について賠償を請求した事案。

物品購入費については、X1 に対して、44 万 7083 円が賠償された。

【公表番号 113】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら (夫妻、成年の子 1 名及び未成年の子 1 名。ただし、未成年の子は本件事故当時、県外に下宿中であつた。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、成年の子を「X3」、未成年の子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。) が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等 (合計 1670 万円余) について賠償を請求した事案。

生活費増加費用及びその他の費用については、食料費の増加について、避難に伴い自家用農作物を育成することが不能若しくは著しく困難となったことが認められたものの、支出の中に娯楽品等が含まれていること、増加交通費について、避難後、電車通勤の交通費の負担が生じているが避難前に負担していた自動車通勤に係る費用がなくなったこと等を考慮し、請求額から一定程度減額し、162 万円が賠償された。

【公表番号 121】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人ら (2 名。以下、それ

ぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。)が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害、一時立入費用の賠償を請求した事案。

生活費の増加費用については、生活必需品・消耗品の購入費(20万円余)及びX2の学校交通費(X2を送迎した親族への謝礼。44万円余)として、64万8000円が賠償された。

【公表番号 129】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら(夫妻及びその子2名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。)が、検査費用(人)(2万2000円)、避難費用(144万7164円)、生活費の増加費用(131万6192円)、一時立入費用(3万8000円)、精神的損害(1120万円)及び就労不能損害(127万3121円)について賠償を請求した事案。

生活費の増加費用については、各種実費(携帯電話通話料金の増加分、カーナビゲーションの購入費、法律相談に際する交通費等を含む。)として、X1について、129万4990円が賠償された。

【公表番号 131】

本件事故当時、警戒区域内において造園業を営んでいた申立人が、避難費用、精神的損害、営業損害及び財物価値の喪失又は減少に係る損害等の賠償を請求した事案。

生活費の増加費用については、従前は自給自足の生活をしており本件事故がなければ食費を必要としなかったとして、避難後に実際にかかった食費等の8割が請求されたのに対し、請求額の約9割の36万1000円が賠償された。

【公表番号 139】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害について賠償を請求した事案。

生活費増加費用については、申立人から60万2991円が請求されたところ、寝具、衣類及び電化製品等に関する支出合計額である43万451円が賠償された。

【公表番号 141】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

生活費増加費用については、申立人から118万6796円が請求されたところ、

寝具、衣類及び電化製品等に関する支出合計額である41万856円が賠償された。

【公表番号 143】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、生活費増加費用、移転・宿泊費等、精神的損害及び一時立入費用について賠償を請求した事案。

生活費増加費用については、84万4370円が請求されたところ、健康器具購入費用等を除き、28万4110円が賠償された。

(5) その他避難費用

－和解事例－

【公表番号 6】【和解案提示理由書 6 番】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人ら（夫妻、妻の母及び子。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、妻の母を「X3」、子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が避難費用（42万2100円）、一時立入費用（2万5000円）、精神的損害（795万円）、就労不能損害（303万6153円）、生活必需品の購入費用（8万9268円）等について賠償を請求した事案。

避難費用については、X1について8万9000円、X2について17万4100円、X3について7万円、X4について8万9000円が、それぞれ賠償された。

【公表番号 129】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら（夫妻及びその子2名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、検査費用（人）（2万2000円）、避難費用（144万7164円）、生活費の増加費用（131万6192円）、一時立入費用（3万8000円）、精神的損害（1120万円）及び就労不能損害（127万3121円）について賠償を請求した事案。

その他の費用（引越による契約手数料及び賃料等）については、X1に対して、41万3124円が賠償された。

5. 第1-C-3 一時立入費用

（中間指針）

避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び

県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

－和解事例－

※ 中間指針においては、賠償の対象となる一時立入は、警戒区域内への立ち入りに限定されている（警戒区域以外の避難等対象区域への立ち入りについては明記されていない。）ものの、中間指針に明記されていない立ち入りに係る費用支出についても、便宜上、ここに記載した。

【公表番号 1】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、本件事故発生直後からの避難に伴い発生した精神的損害、居住地に所在する申立人所有の建物（以下「本件建物」という。）が被曝したことにより生じた損害等について賠償を請求した事案。

一時立ち入りに伴う交通費については、X1 に対し 8 万 2000 円、X2 に対し 2 万 8000 円がそれぞれ賠償された。

一時立ち入りに伴う宿泊費については、X1 及び X2 それぞれに対し、1 万 2600 円が賠償された。

【公表番号 3】

本件事故当時、南相馬市小高区で飲食店を経営しながら、同居する親を介護していた申立人が、避難費用、営業損害、精神的損害等について賠償を請求した事案。

一時立入費用については、5 万 500 円が賠償された。

【公表番号 6】【和解案提示理由書 6 番】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人ら（夫妻、妻の母及び子。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、妻の母を「X3」、子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が避難費用（42 万 2100 円）、一時立入費用（2 万 5000 円）、精神的損害（795 万円）、就労不能損害（303 万 6153 円）、生活必需品の購入費用（8 万 9268 円）等について賠償を請求した事案。

一時立入費用については、X1 について 5000 円、X2 について 1 万円、X3 について 1 万円が、それぞれ賠償された。

【公表番号 11】

本件事故当時、南相馬市鹿島区に居住していた、両足に障害のある申立人が、避難費用、精神的損害、新規購入した家財等に係る損害等について賠償を請求した事案。

通常の範囲を超える生活費の増加費用（一時帰宅費用を含む。）については、その支出が認められた 6 万円が賠償された。

【公表番号 30】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人ら（夫妻及びその子 2 名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、相当額の交通費（避難交通費及び一時立入交通費）、生活費の増加費用（42 万 3920 円）、精神的損害（400 万円）及び就労不能等に伴う損害（172 万 2080 円）について賠償を請求した事案。

交通費（避難交通費及び一時立入交通費）については、6 万 5550 円が賠償された。

【公表番号 31】

本件事故当時、飯館村に居住していた申立人が、避難費用（交通費。1 万 1000 円）、生活費増加費用（56 万 3958 円）、就労不能損害（97 万 9000 円）及び精神的損害（315 万円）及び一時立入費用（4 万 4000 円）について賠償を請求した事案。

一時立入費用としては、4 万 4000 円が賠償された。

【公表番号 32】

本件事故当時、計画的避難区域（飯館村）に居住していた申立人が、生活費の増加費用、精神的損害、避難費用、一時立入費用、生命・身体的損害（通院慰謝料等）等について賠償を請求した事案。

避難費用及び一時立入費用については、申立人の子も同じ額の請求を同時に申し立てていたため、申立人ではなく同人の子に賠償された。

【公表番号 39】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、避難費用及び精神的損害等について賠償を請求した事案。

一時立ち入りのための交通費については、和解対象期間中に2回にわたり自動車ですぐ一時帰宅をしたことが認められるとして、2万円が賠償された。

【公表番号 41】【和解案提示理由書 12 番】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら（夫妻及びその子3名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」、「X5」といい、併せて「申立人ら」という。）が、県外に避難したとして、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

一時立入費用については、一部減額の上、2万6000円が賠償された。

【公表番号 47】

本件事故当時、警戒区域内に居住していた申立人ら（2名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、精神的損害、避難費用（避難先の賃料・敷金の償却分等）、家電等購入費、一時立入費用、検査費用等について賠償を請求した事案。

一時立入費用については、2万6000円が賠償された。

【公表番号 50】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら（夫妻、その子及び夫の母。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子を「X3」、夫の母を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用及び就労不能に伴う損害等について賠償を請求した事案。

一時立入費用としての交通費及び通信費については、和解対象期間中（平成23年5月以降の9ヵ月間）、1ヵ月あたり4回の警戒区域内への一時立ち入り（合計36回）について、請求のとおり18万円が賠償された。

【公表番号 58】

本件事故当時、緊急時避難準備区域に居住していた申立人ら（3名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、精神的損害、就労不能損害等について賠償を請求した事案。

一時立入費用については、郡山市の仮設住宅への転居後に当該仮設住宅と自

宅の間を移動した際の費用が一時立入費用に含まれるか否かが争点となったが、郡山市への一時転居後も避難が継続しているとされ、X1 の請求のとおり 24 万 8000 円が賠償された。

【公表番号 59】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、避難費用（6 万 1000 円）、一時立入費用（19 万 8000 円）、生活費増加費用（51 万 6348 円）及び精神的損害（300 万円）について賠償を請求した事案。

一時立入費用については、19 万 8000 円が賠償された。

【公表番号 64】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら（4 名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

一時立入費用については、3 万 6000 円が賠償された。

【公表番号 75】

本件事故当時、川俣町（計画的避難区域）に居住していた申立人ら（夫妻及び夫の母。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、夫の母を「X3」といい、併せて「申立人ら」という。）が、福島市に避難したとして、避難費用（交通費）等について賠償を請求した事案。

一時立入費用については、申立人らが平成 23 年 12 月から平成 24 年 2 月までの間、冬期の水道管の点検のために毎月 3 回、その他の期間は月 1 回立ち入っていたところ、9 万円が賠償された。

【公表番号 78】

本件事故当時、楢葉町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、子らの家を転々と避難したとして、避難費用、生命・身体的損害及び精神的損害について賠償を請求した事案。

一時立入費用については、X1 について 5 万円が賠償された。

【公表番号 85】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人が、避難費用（生活費増加費用

83 万円余、一時帰宅費用 9 万円余)、生命・身体的損害 (24 万円余)、精神的損害 (122 万円)、就労不能損害 (34 万円余) 及びその他損害 (21 万円余) 等について賠償を請求した事案。

一時帰宅費用については、2 回分の一時帰宅の実費として 8 万 4000 円が賠償された。

【公表番号 113】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら (夫妻、成年の子 1 名及び未成年の子 1 名。ただし、未成年の子は本件事故当時、県外に下宿中であつた。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、成年の子を「X3」、未成年の子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。) が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等 (合計 1670 万円余) について賠償を請求した事案。

一時立入費用については、実費として相当と認められる金額 7 万 2400 円が賠償された。

【公表番号 121】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人ら (2 名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。) が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害、一時立入費用の賠償を請求した事案。

一時立入費用については、5 万円が賠償された。

【公表番号 125】

本件事故当時、県外に居住して大熊町のアパートを所有・経営していた申立人が営業損害等について賠償を請求した事案。

その他の損害として、一時立入費用 1 万 5340 円及び住民票取得費用 200 円、一種の追加的費用として、和解対象期間における住宅ローンの遅延損害金負担増加分 4424 円及び金融機関の証明書発行手数料 2100 円が賠償された。

【公表番号 129】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら (夫妻及びその子 2 名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。) が、検査費用 (人) (2 万 2000 円)、避難費用 (144 万 7164 円)、生活費の増加費用 (131 万 6192 円)、一時立入費用 (3 万 8000 円)、精神的損害 (1120 万円) 及び就労不能損害 (127 万 3121 円) について賠償を請求した事案。

一時立入費用については、X1について3万8000円が賠償された。

【公表番号 131】

本件事故当時、警戒区域内において造園業を営んでいた申立人が、避難費用、精神的損害、営業損害及び財物価値の喪失又は減少に係る損害等の賠償を請求した事案。

一時立入費用については、7万2000円が賠償された。

【公表番号 141】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

一時立入費用については、平成23年3月及び4月の間に3回の一時立ち入りを行った旨の主張がなされたが、そのうち1回分についてのみ、相当の範囲として3万6000円が賠償された。

【公表番号 143】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、生活費増加費用、移転・宿泊費等、精神的損害及び一時立入費用について賠償を請求した事案。

一時立入費用については、交通費2万8000円及び一時立ち入りに際して行った家財の移動に要した実費5610円が、それぞれ賠償された。

6. 第1-C-4 帰宅費用

(中間指針)

避難等対象者が、対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

7. 第1-C-5 生命・身体的損害

(中間指針)

避難等対象者が被った以下のものが、賠償すべき損害と認められる。

- | |
|--|
| <p>I) 本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。以下同じ。）し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等</p> <p>II) 本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等</p> |
|--|

－和解事例－

【公表番号 1】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、本件事故発生直後からの避難に伴い発生した精神的損害、居住地に所在する申立人所有の建物（以下「本件建物」という。）が被曝したことにより生じた損害等について賠償を請求した事案。

X1 の治療費、薬代については、4140 円が賠償された。

【公表番号 3】

本件事故当時、南相馬市小高区で飲食店を経営しながら、同居する親を介護していた申立人が、避難費用、営業損害、精神的損害等について賠償を請求した事案。

生命・身体的損害については、避難所を転々としたあと、平成 23 年 4 月中旬に県外の親族宅に避難し、平成 23 年 6 月に賃貸住宅を賃借したところ、その間の避難生活や急な引越で腰部への負担が増大して腰椎椎間板ヘルニアを発症し、整骨院に通院したことによる施術費（なお、整形外科にも通院したが治療費は無償であった。）についても事故と相当因果関係があるものとされ、発症起因や年齢等を考慮し、8 万円が賠償された。

【公表番号 32】

本件事故当時、計画的避難区域（飯舘村）に居住していた申立人が、生活費の増加費用、精神的損害、避難費用、一時立入費用、生命・身体的損害（通院慰謝料等）等について賠償を請求した事案。なお、申立人の子も同時に避難費用等を請求した。

生命・身体的損害については、避難により病気が悪化したため、通院交通費（タクシー代）8520 円及び通院期間 1 ヶ月に対する通院慰謝料 19 万円が賠償された。

【公表番号 50】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら（夫妻、その子及び夫の母。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子を「X3」、夫の母を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用及び就労不能に伴う損害等について賠償を請求した事案。

生命・身体的損害については、避難時の過労によって X2 に発生した頭痛及び腰痛に関し、通院の事実が認められたことから、通院慰謝料として 2 万 5200 円が賠償された。なお、治療費自体は無償であったため、請求されなかった。

【公表番号 70】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難費用、生命・身体的損害及び精神的損害の賠償を請求した事案。

生命・身体的損害については、7 月下旬までの通院回数等を勘案し、治療費（文書料）1 万 3650 円の他、通院慰謝料 16 万 8000 円が賠償された。

【公表番号 78】

本件事故当時、楢葉町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、子らの家を転々と避難したとして、避難費用、生命・身体的損害及び精神的損害について賠償を請求した事案。

【X1 について】

生命・身体的損害については既往症の眼病悪化は本件事故との相当因果関係を認め、治療費、通院交通費につき請求のとおり 13 万 7100 円が賠償された。

【X2 について】

生命・身体的損害（治療費、通院交通費）については、15 万 2650 円が賠償された。

【公表番号 85】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人が、避難費用（生活費増加費用 83 万円余、一時帰宅費用 9 万円余）、生命・身体的損害（24 万円余）、精神的損

害（122万円）、就労不能損害（34万円余）及びその他損害（21万円余）等について賠償を請求した事案。

生命・身体的損害については、和解対象期間中の24日分の通院に対し交通費12万円（5000円を24日分）、通院慰謝料20万1600円（4200円×2を24日分）及び証明書（診断書）取得費用4000円の合計32万5600円が賠償された。

【公表番号113】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻、成年の子1名及び未成年の子1名。ただし、未成年の子は本件事故当時、県外に下宿中であった。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、成年の子を「X3」、未成年の子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等（合計1670万円余）について賠償を請求した事案。

生命・身体的損害については、本件事故前から腰部椎間板ヘルニアであったX2が、避難中の引越時に症状を悪化させたとして、診断書等取得費用、交通費、腰部固定ベルトの実費合計4万5700円及び通院慰謝料28万円が賠償された。

【公表番号141】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

その他生命・身体的損害については、施術費として4万円（1回につき5000円×8回）が賠償された。

8. 第1-C-6 精神的損害

（中間指針）

I) 本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。以下この項において同じ。）のうち、少なくとも以下の精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。

- ① 対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

② 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

Ⅱ) I) の①及び②に係る「精神的損害」の損害額については、前記 2 の「避難費用」のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。

そして、I) の①又は②に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等対象者個々人が賠償の対象となる。

Ⅲ) I) の①の具体的な損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を以下の 3 段階に分け、それぞれの期間について、以下のとおりとする。

① 本件事故発生から 6 ヶ月間（第 1 期）

第 1 期については、一人月額 10 万円を目安とする。

但し、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額 12 万円を目安とする。

② 第 1 期終了から 6 ヶ月間（第 2 期）

但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。

第 2 期については、一人月額 5 万円を目安とする。

③ 第 2 期終了から終期までの期間（第 3 期）

第 3 期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。

Ⅳ) I) の①の損害発生の始期及び終期については、以下のとおりとする。

① 始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、本件事故発生日である平成 23 年 3 月 11 日とする。但し、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって、同年 6 月 20 日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

② 終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

Ⅴ) I) の②の損害額については、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（緊急時避難準備区域から平成 23 年 6 月 19 日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者

を除く。)につき、一人 10 万円を目安とする。

(中間指針第二次追補)

I) 避難指示区域内に住居があった者については、中間指針第 3 の [損害項目] の 6 の「第 2 期」を避難指示区域見直しの時点まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第 3 期」とする。

II) I) の第 3 期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、原則として、引き続き中間指針第 3 の [損害項目] の 2 及び 6 で示したとおりとする。但し、宿泊費等 (中間指針第 3 の [損害項目] の 2 の (指針) I) の②の「宿泊費等」をいう。以下同じ。) が賠償の対象となる額及び期間には限りがあることに留意する必要がある。

III) I) の第 3 期における精神的損害の具体的な損害額 (避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。) の算定に当たっては、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

① 避難指示区域見直しに伴い避難指示解除準備区域に設定された地域については、一人月額 10 万円を目安とする。

② 避難指示区域見直しに伴い居住制限区域に設定された地域については、一人月額 10 万円を目安とした上、概ね 2 年分としてまとめて一人 240 万円の請求をすることができるものとする。但し、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。

③ 避難指示区域見直しに伴い帰還困難区域に設定された地域については、一人 600 万円を目安とする。

IV) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべきものとする。

(総括基準)

本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛 (「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。) のうち、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者 (又は余儀なくされている者) 及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者 (又は余儀なくさ

れている者)について、今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛に対する慰謝料として、次の額を賠償すべき損害とする。

対象期間第2期(本件事故発生後7ヶ月目から6ヶ月間)金額一人月額5万円を目安とする。

第2 避難による慰謝料

本件事故発生後6ヶ月経過後も避難所等における避難生活を余儀なくされている者について、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる第2期(本件事故発生後7ヶ月目から6ヶ月間)の慰謝料については、中間指針において目安とされる一人月額5万円から2万円程度増額した額を、賠償すべき損害とする。

(総括基準)

1 中間指針第3の6(指針)I)に規定する精神的苦痛に対する慰謝料(以下「日常生活阻害慰謝料」という。)については、下記の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針において目安とされた額よりも増額することができる。

- ・ 要介護状態にあること
- ・ 身体または精神の障害があること
- ・ 重度または中程度の持病があること
- ・ 上記の者の介護を恒常的に行ったこと
- ・ 懐妊中であること
- ・ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
- ・ 家族の別離、二重生活等が生じたこと
- ・ 避難所の移動回数が多かったこと
- ・ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと

2 日常生活阻害慰謝料の増額の方法としては、1の増額事由がある月について目安とされた月額よりも増額すること、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することなどが考えられる。具体的な増額の方法及び金額については、各パネルの合理的な裁量に委ねられる。

3 日常生活阻害慰謝料以外に、本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第3の6の備考11)を適用して、別途賠償の対象とすることができる。

※ 生活費の増加費用について、精神的損害と合算されず、生活費の増加費用

として独立して賠償された事案については、前記「第1-C-2(4)生活費の増加費用」に記載した。

一和解事例一

【公表番号1】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、本件事故発生直後からの避難に伴い発生した精神的損害、居住地に所在する申立人所有の建物（以下「本件建物」という。）が被曝したことにより生じた損害等について賠償を請求した事案。

第2期以降の精神的損害については、中間指針第3の6及び平成24年2月14日付け総括基準第1に則り、中間指針で認められる慰謝料5万円に加え、1名あたり月額5万円を目安として増額されており（月額合計10万円）、平成23年3月11日から平成23年11月30日までの精神的損害として、X1及びX2のそれぞれに対し92万円（避難所での生活を余儀なくされた平成23年3月分につき月額12万円、それ以降の平成23年4月から平成23年11月までの8ヵ月分につき月額10万円）が賠償された。

さらに、精神的損害の増額事由として、申立人らが、X1の退職を契機として、東京での長年の暮らしを終え、本件事故発生当時の住居を終の棲家と決めて転居したもので、本件建物を建築するにあたってもバリアフリーの間取り・造作を施す等の工夫を施しており、実際に転居後は悠々自適な生活を送っていたこと、そうであるにもかかわらず、本件事故によりそれまで積み上げてきた平穏な生活を失い、帰還の目処すら立たないこと、本件建物は東京電力福島第一原発から至近距離に所在し、今後も遠くない時期に居宅に戻り、従来の生活を取り戻すのが相当困難であること等の固有の事情が認められたことから、X1及びX2それぞれに対し、上記の賠償金に加えて50万円が賠償された⁹。

⁹ 本和解に関する平成24年2月24日付けの和解提示理由補充書では、慰謝料増額事由若しくは個別の慰謝料に関するパネルの意見として、「申立人らの固有事情に着目した上で、当パネルが相当として提示したものであり、もとより避難生活一般に通有するという性質のものではない」と付言されている。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/___icsFiles/afieldfile/2012/07/13/1320292_2.pdf

また、ペットの死亡に伴う慰謝料については、申立人らは、一時立ち入りの際、飼い猫がコタツの中で死んでいたのを発見し、これを庭に埋葬しているところ、長年家族同様に生活をともにしたペットの死亡により精神的苦痛を受けることは想像に難くないこと、ペットとの死別は避難生活に伴いペットと別れて暮らさなくてはならなくなったこととは事情を異にすることから、中間指針第3の6の精神的苦痛とはその性質を異にするものとして、X1及びX2それぞれに対し、慰謝料として5万円が賠償された。

【公表番号3】

本件事故当時、南相馬市小高区で飲食店を経営しながら、同居する親を介護していた申立人が、避難費用、営業損害、精神的損害等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、同居する親がショートステイ中に被災し、別々に避難することとなり、親の生死自体も数日間わからなかったこと、その後生存していること自体は確認できたものの避難場所は不明で、避難開始の約10日後になって突然危篤状態となったとの連絡を受けて再会を果たしたこと、その後は入院する親の付添のために避難先から電車等で頻繁に通院することになった点等を考慮し、親が行方不明であった期間も含む3月分は15万円、4月分以降は2割増しとし、4月分は14万4000円、5月以降は1ヵ月12万円、合計113万4000円が賠償された。

【公表番号6】【和解案提示理由書6番】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人ら（夫妻、妻の母及び子。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、妻の母を「X3」、子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が避難費用（42万2100円）、一時立入費用（2万5000円）、精神的損害（795万円）、就労不能損害（303万6153円）、生活必需品の購入費用（8万9268円）等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、申立人らは1名あたり月額35万円（総額795万円）の賠償を請求しているところ、中間指針に則った月額10万円という目安額を踏まえつつ、避難生活における各人の具体的事情を考慮して、X1について68万円、X2について66万円、X3について65万円、X4について66万円がそれぞれ賠償された。

なお、精神的損害の増額事由として考慮された具体的事情及び増額の内容は以下のとおりである。

X1については、脳梗塞で入院し、退院してから1ヵ月に満たなかった実母を介護しながらの避難生活を余儀なくされたこと、本件事故に伴う避難によって家族が離れ離れになり、平成23年3月15日まで家族の安否を確認することができない状態にあったこと、平成23年3月11日から1ヵ月の間に5回にわたり避難場所の移動を強いられ、移動距離も長距離にわたったこと、平成23年6月に現住所に避難するまでの間、本件事故前に同居していたX3との別居を余儀なくされたこと等の事情を踏まえて、平成23年3月分は月額16万円、平成23年4月分及び5月分は月額11万円に増額されている。

X2及びX4については、本件事故に伴う避難によって家族が離れ離れになり、平成23年3月15日まで家族の安否を確認することができない状態で、家族を探し歩くことを余儀なくされたこと、平成23年3月11日から1ヵ月の間に5回にわたり避難場所の移動を強いられ、移動距離も長距離にわたったこと、平成23年6月に現住所に避難するまでの間、本件事故前に同居していたX3との別居を余儀なくされたこと等の事情を踏まえて、平成23年3月分は月額14万円、平成23年4月分及び5月分は月額11万円に増額されている。

X3については、本件事故に伴う避難によって家族が離れ離れになり、平成23年3月15日まで家族の安否を確認することができない状態で、家族を探し歩くことを余儀なくされたこと、平成23年6月に現住所に避難するまでの間、本件事故前に同居していたX1、X2及びX4と別居し、一人離れた避難先での生活を余儀なくされたこと等の事情を踏まえて、平成23年3月分は月額13万円、平成23年4月分及び5月分は月額11万円に増額されている。

【公表番号11】

本件事故当時、南相馬市鹿島区に居住していた、両足に障害のある申立人が、避難費用、精神的損害、新規購入した家財等に係る損害等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、申立人が両足の障害を抱えて約半年間にわたり8カ所の避難先を転々としていた苛酷さ等の諸事情を考慮し、中間指針に則り算定された74万円を3割増額して、さらに10万円を加算した106万2000円が賠償された。

【公表番号30】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人ら（夫妻及びその子2名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて

「申立人ら」という。)が、相当額の交通費(避難交通費及び一時立入交通費)、生活費の増加費用(42万3920円)、精神的損害(400万円)及び就労不能等に伴う損害(172万2080円)について賠償を請求した事案。

精神的損害については、申立人らの中に乳幼児が含まれており、X2の負担が大きいこと等を勘案し、50万円の増額をし、418万円が賠償された。

【公表番号 31】

本件事故当時、飯舘村に居住していた申立人が、避難費用(交通費。1万1000円)、生活費増加費用(56万3958円)、就労不能損害(97万9000円)及び精神的損害(315万円)及び一時立入費用(4万4000円)について賠償を請求した事案。

精神的損害については、避難に伴い、母親と同居することになり母親を介護する負担が増加したとして、117万円(月額13万円)が賠償された。

【公表番号 32】

本件事故当時、計画避難区域(飯舘村)に居住していた申立人が、生活費の増加費用、精神的損害、避難費用、一時立入費用、生命・身体的損害(通院慰謝料等)等について賠償を請求した事案。なお、申立人の子も同時に避難費用等を請求した。

精神的損害については、月額10万円の9ヵ月分90万円が賠償された。

【公表番号 34】

本件事故当時、川内村(緊急時避難準備区域)に居住していた申立人ら(夫妻)が、生活費増加費用(50万円)、相当額の精神的損害等の賠償について請求した事案。

精神的損害については、避難生活6ヵ月分として申立人らそれぞれに対して60万円が賠償された。

【公表番号 35】

本件事故当時、千葉県に居住していた申立人が、本件事故前から大熊町にある実家に帰省していたため、母親とともに実家からの避難を強いられたとして、実家に残置した申立人所有の旅行カバン等の時価相当額及び避難費用等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、申立人が「避難等対象者」に類似するものとされた

ことを前提に、実家に残置した旅行カバン等の財物価値の喪失又は減少に係る損害賠償と併せて12万円が賠償された。

【公表番号 39】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、避難費用及び精神的損害等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、2ヵ月の避難所生活後、10ヵ月の避難先生活を送っていることから、124万円が賠償された。

【公表番号 40】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、避難費用及び精神的損害等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、2ヵ月の避難所生活後、10ヵ月の避難先生活を送っていることから、124万円が賠償された。

【公表番号 41】【和解案提示理由書 12 番】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら（夫妻及びその子3名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」、「X5」といい、併せて「申立人ら」という。）が、県外に避難したとして、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、早期の被害救済を図るため、争いのない範囲（1名あたり、平成23年3月は12万円、平成23年4月から11月は1月あたり10万円として、合計92万円）として460万円（92万円の5名分）が賠償された。なお、X3、X4及びX5が転校を余儀なくされたことに伴う精神的損害の増額については、慰謝料増額事由として考慮に値するとされたが、本件においては申立人が早期の内払和解解決を希望しており、X1所有の土地建物及び家財の財物価値の減少による損害については、後日改めて請求を行うとしたことから、上記慰謝料増額については今回の内払和解提案の対象から除外するとして、本和解の対象とされなかった。

【公表番号 47】

本件事故当時、警戒区域内に居住していた申立人ら（2名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、精神的損害、避難費用（避難先の賃料・敷金の償却分等）、家電等購入費、一時立入費用、検査費用等

について賠償を請求した事案。

精神的損害については、124 万円が賠償された。

【公表番号 48】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難交通費（1 万 1000 円）、精神的損害（100 万円）、財物価値の喪失又は減少等に係る損害（家具等。100 万円）及び生活費増加費用等（16 万 8081 円）について賠償を請求した事案。

精神的損害については、申立人が持病を抱えていることを考慮し、2 割の増額をして、146 万 4000 円が賠償された。

【公表番号 50】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら（夫妻、その子及び夫の母。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子を「X3」、夫の母を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用及び就労不能に伴う損害等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、家族のうち 3 名（X1、X2 及び X3）が和解対象期間（9 ヶ月）を通じて避難を継続していたため、それぞれに対し 1 ヶ月につき 10 万円（合計 90 万円）が賠償された。これに対し、X4 は、2 ヶ月間の避難所生活を経た後、自宅に帰宅したことから、2 ヶ月分の精神的損害 24 万円が賠償された。

【公表番号 58】

本件事故当時、緊急時避難準備区域に居住していた申立人ら（3 名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、精神的損害、就労不能損害等について賠償を請求した事案。

自宅への一時帰宅は県内で仮設住宅を探すための準備期間にすぎず、平成 23 年 3 月以降一時帰宅中の期間も含めて全体として避難が継続しているとして、精神的損害については、申立人らの請求のとおり申立人らにそれぞれ 62 万円が賠償された。

【公表番号 59】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、避難費用（6 万 1000 円）、一時立入費用（19 万 8000 円）、生活費増加費用（51 万 6348 円）及び精神的損害（300 万円）について賠償を請求した事案。

精神的損害については、申立人は家族離散等を理由に月額 50 万円（合計 300

万円)を請求したが、62万円(平成23年3月分として12万円、4月から8月分として月額10万円の5ヵ月分)が賠償された。

【公表番号 63】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人が、精神的損害、自動車の財物価値喪失又は減少に係る損害及び生活費増加費用等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、家族が離散したとして、増額一時金を含め、82万円が賠償された。

【公表番号 64】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら(4名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。)が、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、240万円が賠償された。

【公表番号 70】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難費用、生命・身体的損害及び精神的損害の賠償を請求した事案。

精神的損害については、124万円が賠償された。

【公表番号 75】

本件事故当時、川俣町(計画的避難区域)に居住していた申立人ら(夫妻及び夫の母。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、夫の母を「X3」といい、併せて「申立人ら」という。)が、福島市に避難したとして、避難費用(交通費)等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、1名あたり月額10万円として、合計360万円が賠償された。

【公表番号 76①】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、本件事故後に県外の親族宅に避難していた期間(6ヵ月)について避難指示に係る精神的損害(60万円)について賠償を請求した事案。

避難に伴う精神的損害については、申立人が、本件事故後に県外の親族宅で

生活するようになったものの、いずれは親族宅から転居する予定であること等を考慮し、中間指針に則り精神的損害として 60 万円（月額 10 万円×6 ヲ月）が賠償された。

【公表番号 76②】

本件事故以前から毎月 2 週間程度定期的に浪江町の親族宅に滞在しており、本件事故当時も浪江町の当該親族宅に滞在していた申立人が、浪江町から県外の自宅に帰宅するまで、本件事故直後から一週間程度避難生活を余儀なくされたことによる精神的損害として、相当な額の賠償を請求した事案。

避難に伴う精神的損害については、申立人が毎月 2 週間程度定期的に浪江町に滞在していたことが認められたため、申立人は、単に本件事故当時に偶然警戒区域内に滞在していた旅行者とは性質が異なり、警戒区域内での日常生活を阻害された避難者としての性質も有していた等の諸事情を考慮し、中間指針を参考に、一時金として、7 万 5000 円が賠償された。

【公表番号 78】

本件事故当時、檜葉町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、子らの家を転々と避難したとして、避難費用、生命・身体的損害及び精神的損害について賠償を請求した事案。

【X1 について】

精神的損害については、中間指針に則り 62 万円が賠償された。

【X2 について】

精神的損害については、中間指針に則り 62 万円が賠償された。

【公表番号 85】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人が、避難費用（生活費増加費用 83 万円余、一時帰宅費用 9 万円余）、生命・身体的損害（24 万円余）、精神的損害（122 万円）、就労不能損害（34 万円余）及びその他損害（21 万円余）等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、請求のとおり 122 万円（避難所生活 1 ヲ月分、避難先生活 11 ヲ月分）が賠償された。

【公表番号 113】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻、成年の子 1 名及び未成年の子 1 名。ただし、未成年の子は本件事故当時、県外に下宿中であつた。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、成年の子を「X3」、未成年の子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等（合計 1670 万円余）について賠償を請求した事案。

精神的損害については、本件事故当時、X1、X2 及び X3 が大熊町に居住していたとして、1 名あたり 1 ヶ月 10 万円、9 ヶ月分の合計 270 万円が賠償された。県外に居住していた X4 については、避難生活に伴う精神的損害は認められなかったものの、大学 4 年生であつて、夏季以降は下宿を去り帰省する可能性が高かったにもかかわらず、故郷を失い、帰宅できなくなったこと等を理由に、生活阻害慰謝料として 40 万円が賠償された。

避難中に餓死したペット（兎 3 羽）の死亡に伴う慰謝料については、本件事故当時、大熊町に居住していた X1、X2 及び X3 で併せて 10 万円が賠償された。

【公表番号 114】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら 3 名が、自主的避難等対象区域に避難したことに係る損害として、避難指示に基づく精神的損害並びに自主的避難等対象区域に避難したことに基づく生活費の増加費用、移動費用及び精神的損害について賠償を請求した事案。

避難指示に基づく精神的損害については、中間指針の目安額（第 1 期につき月額 10 万円（ただし、避難所に避難した場合には月額 12 万円）、第 2 期につき月額 5 万円）を基礎としつつ、第 2 期について月額 5 万円を加算して、申立人らに対してそれぞれ 102 万円が賠償された。

【公表番号 121】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人ら（2 名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害、一時立入費用の賠償を請求した事案。

精神的損害については、X1 が高齢であること、X2 が身体的障害を有していたこと、避難中に通院や薬の入手ができなかったこと、複数の親族宅への避難を繰り返したこと等を勘案し、平成 23 年 3 月について 4 万円増額し、以後は 1 ヶ月あたり 2 万円を増額して 292 万円が賠償された。

【公表番号 129】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら（夫妻及びその子2名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、検査費用（人）（2万2000円）、避難費用（144万7164円）、生活費の増加費用（131万6192円）、一時立入費用（3万8000円）、精神的損害（1120万円）及び就労不能損害（127万3121円）について賠償を請求した事案。

精神的損害については、申立人らは1名あたり月額35万円（総額1100万円）の賠償を請求しているところ、7.5ヵ月の間家族の別離があったという点を考慮して、X1及びX2については月額1万円、X3及びX4については月額2万円を加算し、X1について127万5000円、X2について129万5000円、X3及びX4についてそれぞれ137万円が賠償された（なお、X2、X3及びX4は1ヵ月間避難所で生活していたため、中間指針の目安額に則り、X1と比較して2万円が増額されている。）。

【公表番号 131】

本件事故当時、警戒区域内において造園業を営んでいた申立人が、避難費用、精神的損害、営業損害及び財物価値の喪失又は減少に係る損害等の賠償を請求した事案。

精神的損害については、中間指針の目安額の合計額124万円に加え、自宅に置いてきたペットが餓死しているのが一時立ち入りの際に見つかり、子のショックが著しかったこと、同居していた両親と別に避難せざるを得なかったこと、就労開始のために平成24年から申立人が単身赴任となったこと、子を連れての避難経路が結果として放射線量の高い地点を経由してのものであったこと等を考慮し55万円増額して、合計179万円が賠償された。

【公表番号 139】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害について賠償を請求した事案。

精神的損害については、申立人から月額35万円の請求がなされたところ、122万円が賠償された。

【公表番号 140】

本件事故当時、緊急時避難準備区域に居住していた申立人（身体障害者）が、精神的損害（月額35万円）について賠償を請求した事案。

精神的損害については、申立人は介護認定を受けておらず、歩行可能であり、一人で生活できていたが、脳梗塞の後遺症による身体障害があった事案であり、1割増額して、平成23年9月から平成24年2月までの精神的損害として66万円が賠償された。

【公表番号 141】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、月額35万円の請求がなされたところ、中間指針に則り122万円が賠償された。

【公表番号 143】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、生活費増加費用、移転・宿泊費等、精神的損害及び一時立入費用について賠償を請求した事案。

精神的損害については、中間指針に則り算定された60万円(10万円×6ヵ月)が賠償された。

9. 第1-C-7 営業損害

(中間指針)

I) 従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。

上記減収分は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額(本件事故により負担を免れた費用)を控除した額(以下「逸失利益」という。)とする。

II) また、I)の事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用(従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等)や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用(事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等)も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

III) さらに、同指示等の解除後も、I)の事業者において、当該指示等に

伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

（中間指針第二次追補）

2 営業損害

中間指針第3の〔損害項目〕の7の営業損害は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

I) 中間指針第3の〔損害項目〕の7の営業損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。

II) 営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。

（総括基準）

本件事故がなければ得られたであろう収入額については、唯一の合理的な算定方法しか存在しないという場合は稀であり、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるところ、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りる。

合理的な算定方法の代表的な例としては、以下のものが挙げられ、これらのいずれを選択したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は、合理的なものと推定される。

- ・平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の同期の額
- ・平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の年額の12分の1に対象月数を乗じた額
- ・上記の額のいずれかの2年度分又は3年度分の平均値（加重平均を含む。）
- ・平成20年度から22年度までの各年度の収入額に変動が大きいなどの事情がある場合には、平成22年度以前の5年度分の平均値（加重平均を含む。）
- ・平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、上記の額に適宜の金額を足した額
- ・営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値などをもとに推定した額
- ・その他、上記の例と遜色のない方法により計算された額

(総括基準)

政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得た利益や給与等は、本件事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとする。

利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合には、多額であるとの判断根拠となった基準額を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除するものとする。

一 和解事例一

【公表番号 3】

本件事故当時、南相馬市小高区で飲食店を経営しながら、同居する親を介護していた申立人が、避難費用、営業損害、精神的損害等について賠償を請求した事案。

営業損害については、45 万円（月額 5 万円の 9 ヶ月分）が賠償された。

【公表番号 21】

本件事故当時、浪江町所在の物件を申立外会社に賃貸していた申立人が、月額 42 万円の賃料収入を得ることができなくなったとして、営業損害について賠償を請求した事案。

申立人が平成 23 年 4 月分の賃料を申立外会社から受領していることから、平成 23 年 5 月分から平成 23 年 12 月分までの合計 336 万円（42 万円×8 ヶ月）が賠償された。

【公表番号 25】

本件事故当時、首都圏と宮城県との間で運輸業を営んでいた申立人が、その所有するトラック（以下「本件トラック」という。）が避難等対象区域内にて被災したとして、本件トラックを使用できなかった期間の営業損害等について賠償を請求した事案。

休車損害については、和解対象期間において申立人に明らかな減収は生じてい

ないところ、企業としての逸失利益を問題とするのではなく、本件トラック1台あたりの休車損害を算定し賠償すべきものとされた。

休車期間については、申立人と荷主との間のやりとりの内容からすると、荷主の荷物引取り保留の理由が放射線の影響であったことは明らかであり、積荷の保管に関しても、申立人には荷下ろしのための機械がなく、また、商品の性質上も荷下ろしして保管することは適切ではなかったことから、申立人の主張どおり、5月11日までの51日間を休車期間とみることが相当とされた。

損害額の算定については、申立人の主張する1日あたりの休車損害額2万8000円は、申立人の営業実績をもとに計算した同種車両の1日あたりの休車損額を下回ることから、請求どおり1日2万8000円の51日分として、142万8000円が賠償された。

【公表番号 65】

本件事故当時、いわき市において製材業を営んでいた申立人が、双葉郡の工事現場に搬入した新築用プレカット木材が本件事故により使用不能となり、製材供給契約が解除されたとして、営業損害（324万2305円）について賠償を請求した事案。

新築用プレカット木材は既に工事現場に搬入したが、取引慣行上、棟上げをし、製材のサイズが適合していることが確認できて初めて代金請求権が発生することとなっていた事案であり、新築用プレカット木材の代金相当額である308万7910円が賠償された。なお、和解金額算定に当たっては、製材の代金に係る消費税及び地方消費税相当額が控除された。

【公表番号 67】

本件事故当時、警戒区域内において牛乳販売業を営んでいた申立人が、売掛金の回収が不可能になったとして、営業損害（140万3280円）について賠償を請求した事案。なお、牛乳販売業の営業を行うことができなくなったことによる平成23年3月11日から11月30日までの損害については、申立人と東京電力との間で賠償についての合意が成立しており、請求されなかった。

申立人は、警戒区域内において牛乳販売業を営んでいたところ、本件事故により、牛乳の配達販売先が避難した結果、平成23年2月分の売掛金の回収ができなくなったとして売掛金の支払を請求した。法的には、債権が残っているものの、配達販売先は全て避難しており、その行き先を突き止めることは困難であり、未回収の売掛金相当額である127万5062円が賠償された。

【公表番号 95】

本件事故当時、県内（自主的避難等対象区域）において旅客運送業（タクシー等）を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害（①逸失利益、②休車損害、③車両改造費等、④クーラーユニット等取替費用、⑤放射線検査費用）について賠償を請求した事案。

②被曝により使用不能と考えられた本件車両の休車損害については、30万円が賠償された。

③被曝により使用不能と考えられた本件車両の代わりに自家用自動車をタクシー仕様に改造した車両改造費（機器購入費用を含む。）、タクシー仕様検査費用及び登録費用等については、下記④のクーラーユニット等の取替え後に測定された本件車両の放射線量は、ほとんどの部位で東京電力福島第一原発から半径 20 キロメートル圏内にある市町村の一時帰宅における車の持出し可能基準値（1万 3000cpm）を下回っていたが、タクシーの営業に使用することはできないとの申立人の判断も不合理ではないとして、クーラーユニット等の取替え後の代替車両の取得費用が損害として認められるとし、上記車両改造費等（44万 5000円）が賠償された。

④クーラーユニット等の取替費用については、洗車によっても本件車両の放射線量は低下しなかったところ、クーラーユニット等を交換すればタクシーの営業に使用できる程度に放射線量が低下するのではないかと考えたことにも合理性が認められるとして、上記交換費用（18万 6150円）が賠償された。

【公表番号 105】

本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら（3名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」といい、併せて「申立人ら」という。）が、自主的避難等に係る損害（精神的損害・生活費増加費用。合計 108万円）、営業損害（4万 3800円）等について賠償を請求した事案。

営業損害については、X1は建築工事業を営んでいたところ避難等対象区域の工事現場において、立入制限のために建材業者による建材の配達が遅れ、さらに施主が避難したために引渡しが遅れる等したために、工事用火災保険を延長せざるを得なくなったことから、工事用火災保険の追加保険料相当額として、4万 3800円が賠償された。

【公表番号 110】

本件事故当時、警戒区域内において建設業を営んでいた申立人（本件事故後は移転して営業を再開）が営業損害について賠償を請求した事案。

損害額の算定方法が争点となったが、平成 21 年度の決算を基準として算定した逸失利益から、申立人が和解対象期間内に受領した助成金額、仮払補償金等を差し引いた金額である 1 億 373 万 1166 円が賠償された。

【公表番号 125】

本件事故当時、県外に居住して大熊町のアパートを所有・経営していた申立人が営業損害等について賠償を請求した事案。

営業損害については、本件事故がなければ得られたであろう収入を、申立人の主張どおり平成 20 年の確定申告における賃料収入等に 12 分の 5 を乗じて算出し、支払を免れた経費についても同じく平成 20 年の確定申告における管理費、手数料及び水道光熱費に 12 分の 5 を乗じて算出し、本件事故がなければ得られたであろう収入から支払を免れた経費を控除した後の残額 273 万 8379 円が賠償された。

その他の損害として、一時立入費用 1 万 5340 円及び住民票取得費用 200 円、一種の追加的費用として、和解対象期間における住宅ローンの遅延損害金負担増加分 4424 円及び金融機関の証明書発行手数料 2100 円が賠償された。

【公表番号 131】

本件事故当時、警戒区域内において造園業を営んでいた申立人が、避難費用、精神的損害、営業損害及び財物価値の喪失又は減少に係る損害等の賠償を請求した事案。

営業損害については、平成 22 年の申告売上は 500 万円弱であったが、本件事故当時は独立開業したばかりで、平成 23 年には申立人の主張する大規模な仕事の受注見込みが相当程度確実であったことから、本件事故がなければ 730 万円程度の売上があったとし、造園のための原材料はほとんど自家生産していたこと等から経費率は 30%程度とし、その他諸事情を考慮し、本件事故後 1 年分の損害として 536 万円が賠償された。

10. 第1-C-8 就労不能等に伴う損害

(中間指針)

対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、あるいは、前記7の営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

(中間指針第二次追補)

3 就労不能等に伴う損害

中間指針第3の〔損害項目〕の8の就労不能等に伴う損害は、中間指針に示したもののほか、次のとおりとする。

I) 中間指針第3の〔損害項目〕の8の就労不能等に伴う損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。

II) 就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。

(総括基準)

政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得た利益や給与等は、本件事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとする。

利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合には、多額であるとの判断根拠となった基準額を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除するものとする。

(総括基準)

東京電力株式会社は、平成24年6月21日、個人に対する本賠償の4回目の請求（請求対象期間：平成24年3月1日から5月31日）について、就労不能損害の中間収入の非控除限

度額を1人月額50万円とするプレスリリースを発表した。

当委員会は、平成24年4月19日、総括基準「営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について」を決定しているが、個別の和解仲介手続において、請求対象期間を問わず、非控除限度額の目安を1人月額50万円とすることも差し支えない。

－和解事例－

【公表番号1】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、本件事故発生直後からの避難に伴い発生した精神的損害、居住地に所在する申立人所有の建物（以下「本件建物」という。）が被曝したことにより生じた損害等について賠償を請求した事案。

X2の給与等の減収分については、和解対象期間（9ヵ月）を通じて、月額1万5000円の減収があったとして、13万5000円が賠償された。

【公表番号6】【和解案提示理由書6番】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人ら（夫妻、妻の母及び子。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、妻の母を「X3」、子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が避難費用（42万2100円）、一時立入費用（2万5000円）、精神的損害（795万円）、就労不能損害（303万6153円）、生活必需品の購入費用（8万9268円）等について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、X1について93万1902円、X2について132万4686円、X4について77万9565円が、それぞれ賠償された。

【公表番号30】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人ら（夫妻及びその子2名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、相当額の交通費（避難交通費及び一時立入交通費）、生活費の増加費用（42万3920円）、精神的損害（400万円）及び就労不能等に伴う損害（172万2080円）について賠償を請求した事案。

就労不能等に伴う損害については、X1は、平成23年3月11日から7月まで就労不能であり、8月以降は就労したものの収入が減少したところ、平成23年3月から7月までの休業損害は本件事故以前の月収を基準に支払うこととし、

平成 23 年 8 月から 10 月までの減収分の損害については、本件事故以前の月収から平成 23 年 8 月から 10 月までの平均月収を差し引いた差額を 3 ヶ月分支払うこととして就労不能等に伴う損害を算定し、結局申立人の請求金額を上回る 173 万 8235 円が賠償された。

【公表番号 31】

本件事故当時、飯舘村に居住していた申立人が、避難費用（交通費。1 万 1000 円）、生活費増加費用（56 万 3958 円）、就労不能損害（97 万 9000 円）及び精神的損害（315 万円）及び一時立入費用（4 万 4000 円）について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、101 万 3665 円（月額 20 万 2733 円）が賠償された。

【公表番号 41】【和解案提示理由書 12 番】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら（夫妻及びその子 3 名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」、「X5」といい、併せて「申立人ら」という。）が、県外に避難したとして、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、X2 につき 74 万 1713 円、X3 につき 15 万円が、それぞれ賠償された。なお、X1 の就労不能損害については、減収について本件事故と相当因果関係を認めるに足る具体的事情を明らかにするには至っていないこと、申立人らは、早期の和解成立を望んでいることから、今回の内払和解提案の対象から除外するとして、本和解の対象とされなかった。

【公表番号 50】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら（夫妻、その子及び夫の母。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子を「X3」、夫の母を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用及び就労不能に伴う損害等について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、申立人らのうち X2 に関し、就労が困難となった事実が認められるとして、請求のとおり 150 万 9312 円が賠償された。

【公表番号 53】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人が、ともに県外に避難した高齢の家族を介護するために自己都合扱いで勤務先（緊急時避難準備区域

所在)を早期に退職せざるを得なくなり、ほぼ確実に支給される見込みであった退職金額が337万4250円減額されたとして、同額の賠償を請求した事案。

申立人が、本件事故がなければほぼ確実に勤続40年で定年退職していたところ、本件事故に起因して1年2ヵ月早く自己都合退職を余儀なくされたことから、その退職金差額337万4250円が、申立人の請求のとおり賠償された。

【公表番号56】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人が、本件事故を契機に、勤務先である営業所の異動を余儀なくされたとして、異動前の給与(月額27万9200円)と異動後の給与(月額11万5500円)との差額に係る就労不能損害について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、本件事故当時の給与額(月額21万3400円)と異動後の給与額(月額11万5500円)の本件和解対象期間における差額のうち、東京電力から支払われていない79万960円が賠償された。

なお、申立人の給与額については、本件事故当時は月額21万3400円であったのが、平成23年4月より月額27万9200円に増額され、申立人の希望により、平成23年7月に緊急時避難準備区域から避難等対象区域外に勤務地が異動となり、いつの時点の給与額との差額を損害と認めるべきであるかが争点とされたところ、異動に伴う給与の減額に併せて勤務時間等の労働条件も一定程度緩和されていること等を考慮し、異動前の増額された給与額との差額ではなく、本件事故当時の給与額との差額が、相当因果関係のある損害として認められた。

【公表番号58】

本件事故当時、緊急時避難準備区域に居住していた申立人ら(3名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」といい、併せて「申立人ら」という。)が、避難費用、精神的損害、就労不能損害等について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、申立人らの請求のとおり、X1に対して148万6144円が、X3に対して96万7620円がそれぞれ賠償された。

【公表番号64】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら(4名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。)が、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

X1の就労不能に伴う損害については、損害発生的事実が認められた52万5000

円が賠償された。

【公表番号 85】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人が、避難費用（生活費増加費用 83 万円余、一時帰宅費用 9 万円余）、生命・身体的損害（24 万円余）、精神的損害（122 万円）、就労不能損害（34 万円余）及びその他損害（21 万円余）等について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、月額 3 万円の 11 ヶ月分として 33 万円が賠償された。

【公表番号 113】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻、成年の子 1 名及び未成年の子 1 名。ただし、未成年の子は本件事故当時、県外に下宿中であつた。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、成年の子を「X3」、未成年の子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等（合計 1670 万円余）について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、1 年ごとに雇用契約が更新されており、少なくとも和解対象期間中においては継続して雇用されるであろうことは確実であるとして、請求のとおり 178 万 8704 円が賠償された。また、再就職のための学習教材費 3 万 6600 円が賠償された。

【公表番号 119】

本件事故当時、浪江町に居住し、集金業務等を行っていた申立人が、就労不能損害（月額 25 万円余）について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、月額 17 万円が相当であるとして、合計 204 万円が賠償された。

【公表番号 129】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら（夫妻及びその子 2 名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、検査費用（人）（2 万 2000 円）、避難費用（144 万 7164 円）、生活費の増加費用（131 万 6192 円）、一時立入費用（3 万 8000 円）、精神的損害（1120 万円）及び就労不能損害（127 万 3121 円）について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、X1 について 36 万 5948 円、X2 について 70 万 3380

円が、賠償された。

【公表番号 136】

本件事故当時、飯舘村に居住し、その後、県外に避難した申立人が就労不能損害について賠償を請求した事案。

申立人が避難先で収入を得ている点（本件事故後に新たな勤務先から給与を得ている点）が「特別な努力」と認められるか否かが争点となったが、避難先での収入は「特別な努力」による臨時のアルバイト的な収入として、就労不能損害の損害額から控除せずに、請求のとおり、485万8905円が賠償された。

【公表番号 138】

本件事故当時、福島市に居住し、警戒区域内に勤務していた申立人（40歳代）が、就労不能損害（月額22万5000円）の賠償を請求した事案。

申立人は、従前正社員として勤務していた者であるが、本件事故を原因として解雇された後、アルバイト勤務することができたのは、申立人の「特別な努力」によるものと考えられた。そこで、新しい勤務先での収入を控除しない金額を賠償することとし、従前の勤務先の平均月給（17万5425円）9ヵ月分から、申立人が従前の勤務先から受け取った給与9万円及び既払賠償金45万6922円を控除した103万1903円が賠償された。

【公表番号 139】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、平成22年の申立人の平均月収額に和解対象期間の月数を乗じ、和解対象期間中に申立人が得た給与額である約50万円を控除した、152万2772円が賠償された。

【公表番号 141】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、平成22年の申立人の平均月収額に和解対象期間の月数を乗じた95万4852円が賠償された。

11. 第1-C-9 検査費用（物）

（中間指針）

対象区域内にあった商品を含む財物につき、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合には、所有者等の負担した検査費用（検査のための運送費等の付随費用を含む。以下同じ。）は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

－和解事例－

【公表番号 25】

本件事故当時、首都圏と宮城県との間で運輸業を営んでいた申立人が、その所有するトラック（以下「本件トラック」という。）が避難等対象区域内にて被災したとして、本件トラックを使用できなかった期間の営業損害等について賠償を請求した事案。

検査費用（物）については、8万6000円が賠償された。

【公表番号 95】

本件事故当時、県内（自主的避難等対象区域）において旅客運送業（タクシー）を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害（①逸失利益、②休車損害、③車両改造費等、④クーラーユニット等取替費用、⑤放射線検査費用）について賠償を請求した事案。

⑤放射線検査費用については、本件車両に関し実施された計3回の放射線検査（洗車前に1回、洗車後に1回、クーラーユニット等の取替え後に1回）のいずれについても合理性が認められるとして、物に関する検査費用（1万5750円）が賠償された。

12. 第1-C-10 財物価値の喪失又は減少等

（中間指針）

財物につき、現実が発生した以下のものについては、賠償すべき損害と認められる。なお、ここで言う財物は動産のみならず不動産をも含む。

I) 避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の

財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められる。

Ⅱ) I) のほか、当該財物が対象区域内にあり、

① 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合

又は、

② ①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合

には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

Ⅲ) 対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質に曝露することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため、所有者等が支出した費用は、必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認められる。

(中間指針第二次追補)

4 財物価値の喪失又は減少等

中間指針第3の〔損害項目〕の10の財物価値の喪失又は減少等は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

I) 帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により100パーセント減少（全損）したものと推認することができるものとする。

Ⅱ) 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができるものとする。

(総括基準)

次に掲げる損害は、現地への立ち入りができない等の理由により被害物の現状等が確認できない場合であっても、速やかに賠償すべき損害と認められる。

1) 動産（製造業の機械・機具などの生産設備、卸小売業・サービス業などその他の事業者の事業用設備、住宅の家財等）であって、避難等対象区域内に存在するものについての、下記の損害

① 避難等を余儀なくされたことに伴い管理が不能等となったため、価値の全部又は一部が失われた場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用

② その価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用

③ 財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われた場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用

2) 不動産であって、避難等対象区域内に存在するものについての、上記1)の①から③までに記載の損害

一和解事例一

【公表番号1】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、本件事故発生直後からの避難に伴い発生した精神的損害、居住地に所在する申立人所有の建物（以下「本件建物」という。）が被曝したことにより生じた損害等について賠償を請求した事案。

(1) 建物（警戒区域内の財物）

X1が所有する本件建物の損害については、東京電力福島第一原発から至近位置にあり、これまで相当程度の放射性物質に被曝したことが認められ、現在も立ち入りが制限されている地域に指定されていること等の事情から、被曝による財物価値の喪失又は減少が認められ、中間指針第3の10のⅡに則り、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額と財物の和解時点の時価との差額が損害額として賠償されるべきものとされた。

その上で、建物の時価評価と損害額の算出については、次の方法を用いることが相当とされた¹⁰。

¹⁰ 和解案提示理由書の記載に基づく。

I 建物の評価方法と損害額の算出方法

- ① 本件事故発生時点における建物の時価の評価方法については、建物の取得価格が資料から判明している場合には、原則として、取得価格を基本に再取得価格を算定し、これに建物取得時から本件事故発生時点までの経年による価値減少分（減価償却費相当額）を控除した額をもって損害額とする。
- ② 他方、建物の取得価格が資料から判明しない場合には、建物所在地における同種・同程度の建物の再取得価格を算定し、これに建物取得時から本件事故発生時点までの減価償却時相当額を控除した額をもって損害額とする。

II 減価償却費の算定方法

減価償却費の算定に当たっては、基準の通用性、明確性に鑑み、税務上一般に使用されている減価償却後の残存価値を求める以下の算式を採用する。

$$\text{減価償却費} = \text{取得価格} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数}$$

本件建物については、再取得価格が2120万円であり、建築後12年が経過していることが認められ、非事業用木造建物であることから減価償却後の建物の残存価値を10%、耐用年数を33年、減価償却率を0.031として、以下の算式に則り、本件事故発生時点の再取得価格が1410万2240円であると算出された。

$$2120 \text{万円} \times (1 - 0.9 \times 0.031 \times 12) = 1410 \text{万} 2240 \text{円}$$

その上で、賠償者による代位（民法第422条）¹¹を考慮し、和解時点の建物の時価を本件事故発生時点における建物時価の5%と算出し、これを本件事故発生時点の建物時価から控除した額1339万7128円が本件建物に生じた損害の内金として賠償された。

なお、本件建物の敷地に関する借地権、庭の樹木については、本件建物所在地の財産的価値を直ちに算定することが困難であること、土地所有者の損害と

¹¹ 損害賠償者による代位とは、債権者が損害賠償としてその債権の目的たる物又は権利の価額の全部を受けた場合、債務者はその物又は権利について債権者に代位し、権利を行使等することができる制度をいう（奥田昌道編『新版注釈民法（10）II 債権（1）債権の目的・効力（2）』669頁〔山下純司〕（有斐閣、平成23年）参照）。東京電力が本件建物等に発生した損害の全部を賠償した結果、その所有権を取得するという両当事者の望まない結果を回避するために、和解においては損害の一部（90%から95%）を内金として賠償する旨が合意された。

の関係を考慮せずに損害額を算定するのは問題であること、樹木は建物や自動車とは異なり現在価値を算定するための一般的な基準を見いだすのが困難であることを理由として、早期解決を求める本件の和解案提示の中には含めないとされた。

(2) 自動車

X1の所有する自動車については、物理的に滅失しているわけではないものの立入禁止区域内に置かれており、申立人らが自由に搬出できず、長期間にわたって放射線量の高い地域に放置された状態となっているため使用不能であることが認められるとして、本件事故発生時点の時価をいわゆるレッドブック¹²（平成23年3月号）に基づき61万円と算出し¹³、賠償者による代位（民法第422条）を考慮し、本件事故発生時点の時価から6万円を控除した55万円が自動車に生じた損害の内金として賠償された。

(3) 家財（警戒区域内の財物）

警戒区域内に残置している家財については、X1が加入していた火災保険契約における家財の補償価額、申立人らの家族構成、年齢、建物の規模、過去の裁判例における水準等に鑑みて500万円が本件事故発生時点の時価として相当であること、既に9ヵ月以上にわたって放置され、今後も相当長期にわたってその利用が妨げられるであろうこと、その除染についても現実性に疑問があること等から、その価値が著しく毀損したものと認められるとして、損害賠償による代位（民法第422条）を考慮して、500万円から25万円（残存価値5%）を控除した475万円が損害の内金として賠償された。

【公表番号 16】

本件事故当時、大熊町において鶏卵、有機肥料等を生産・販売する申立人が、営業用動産の財物価値の喪失に係る損害について賠償を請求した事案。

全ての営業用動産の価値が全部喪失したことが認められ、請求のとおり147万3082円賠償がされた。

【公表番号 35】

本件事故当時、千葉県に居住していた申立人が、本件事故前から大熊町にあ

¹² 有限会社オートガイドが発行する中古自動車価格月報。

<http://www.red-book.jp/index.html>

¹³ 和解案提示理由書の記載に基づく。

る実家に帰省していたため、母親とともに実家からの避難を強いられたとして、実家に残置した申立人所有の旅行カバン等の時価相当額及び避難費用等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、申立人が「避難等対象者」に類似するものとされたことを前提に、実家に残置した旅行カバン等の財物価値の喪失又は減少に係る損害賠償と併せて12万円が賠償された。

【公表番号41】【和解案提示理由書12番】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら（夫妻及びその子3名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」、「X5」といい、併せて「申立人ら」という。）が、県外に避難したとして、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

自宅土地・建物及び家財道具の財物価値のうち、自宅土地・建物については、一定額の住宅ローン残高があり、金融機関に対するローンの返済等の問題を併せて処理する必要があること、申立人らは早期の和解成立を望んでおり、不動産の財物価値減少に関する請求は状況を見て後日行いたいとの意向があることから、今回の内払和解提案の対象から除外するとして、本和解の対象外とされ、家具等生活用品購入費については、避難に際して購入した家具等は避難生活に最低限必要な物を購入したものにすぎないと認められるので、富岡町の自宅建物内の家財の財物価値の減少による損害の賠償とは異なるものとして、3万7893円が賠償された。

【公表番号48】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難交通費（1万1000円）、精神的損害（100万円）、財物価値の喪失又は減少等に係る損害（家具等。100万円）及び生活費増加費用等（16万8081円）について賠償を請求した事案。

財物価値の喪失又は減少等に係る損害については、申立人は、住居地に残してきた筆筒や和服の財物損害を請求していたところ、相当な額として30万円が賠償された。

【公表番号68】

本件事故当時、警戒区域内に居住していた申立人が、居宅倉庫に保管していた大量の食料品の価値が被曝によって喪失したとして、避難費用及び財物価値の喪失又は減少に係る損害（自宅保管の食品）等について賠償を請求した事案。

警戒区域内に所在する財物・動産価値の喪失又は減少に係る損害については、食料買い置きの実態が認められることから、米袋（1袋30キログラム）については単価7500円の10袋分7万5000円が、その他の買い置き品についても合理性の認められる3万5780円が賠償された。

【公表番号 89】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、就労不能損害（155万1168円）、生活費増加費用（79万3637円）、相当額の財物損害（車両）等について賠償を請求した事案。

財物損害については、抹消登録車両の時価41万3000円が賠償された。

【公表番号 131】

本件事故当時、警戒区域内において造園業を営んでいた申立人が、避難費用、精神的損害、営業損害及び財物価値の喪失又は減少に係る損害等の賠償を請求した事案。

財物価値の喪失又は減少に係る損害については、津波で潮をかぶったあと、避難のために放置された造園用の道具類等（チェーンソー、草刈り機等、新品価格34万800円だが経年劣化分を考慮し請求額は26万7618円）につき、津波による劣化分を考慮して14万円が賠償された。

第2 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害

(中間指針)

[対象区域]

(1) 政府により、平成23年3月15日に航行危険区域に設定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径30kmの円内海域(同海域のうち半径20kmの円内海域は同年4月22日に「警戒区域」にも設定され、その後の同月25日には、同海域全体につき航行危険区域が解除されるとともに、「警戒区域」以外の半径20kmから30kmの円内海域は「緊急時避難準備区域」に設定された。以下、これら設定の変更前後における各円内海域を併せて「航行危険区域等」という。)

(2) 政府により、平成23年3月15日に飛行禁止区域に設定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径30kmの円内空域(同年5月31日には、半径20kmの円内空域に縮小。)

[損害項目]

1 営業損害

I) 航行危険区域等の設定に伴い、①漁業者が、対象区域内での操業又は航行を断念せざるを得なくなったため、又は、②内航海運業若しくは旅客船事業を営んでいる者等が同区域を迂回して航行せざるを得なくなったため、現実に減収があった場合又は迂回のため費用が増加した場合は、その減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

II) 飛行禁止区域の設定に伴い、航空運送事業を営んでいる者が、同区域を迂回して飛行せざるを得なくなったため費用が増加した場合には、当該追加的費用が必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

2 就労不能に伴う損害

航行危険区域等又は飛行禁止区域の設定により、同区域での操業、航行又は飛行が不能等となった漁業者、内航海運業者、旅客船事業者、航空運送事業者等の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

第3 政府等による農林水産物等の出荷制限に係る損害

(中間指針)

[対象]

農林水産物（加工品を含む。以下第5において同じ。）及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限又は農林水産物及び食品に関する検査について、政府が本件事故に関し行う指示等（地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。）に伴う損害を対象とする。

[損害項目]

1 営業損害

I) 農林漁業者その他の同指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。

II) また、農林漁業者その他の同指示等の対象事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品の回収費用、廃棄費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（代替飼料の購入費用、汚染された生産資材の更新費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

III) 同指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工した加工・流通業者において、当該指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたために現実に生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用も賠償すべき損害と認められる。

IV) さらに、同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者又はIII)の加工・流通業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（農地や機械の再整備費、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

2 就労不能等に伴う損害

同指示等に伴い、同指示等の対象事業者又は1III)の加工・流通業者の経営

状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

3 検査費用（物）

同指示等に基づき行われた検査に関し、農林漁業者その他の事業者が負担を余儀なくされた検査費用は、賠償すべき損害と認められる。

－和解事例－

【公表番号 42】

本件事故当時、伊達市で農業等（あんぽ柿の加工・出荷）を営んでいた申立人が、平成 23 年に収穫予定であったあんぽ柿につき、出荷制限指示を受け、営業損害について賠償を請求した事案。

請求額から一定額を控除した 43 万 7160 円が賠償された。

【公表番号 91】

本件事故当時、静岡県で茶の生産・加工業を営んでいた申立人が、静岡県が県内の茶工場について出荷自粛を要請したことによって被った営業損害及び検査費用（物）について賠償を請求した事案。

営業損害としては、155 万 399 円が賠償された。

検査費用（物）としては、4 万 3430 円が賠償された。

第4 その他の政府指示等に係る損害

(中間指針)

[対象]

前記第3ないし第5に掲げられた政府指示等のほか、事業活動に関する制限又は検査について、政府が本件事故に関し行う指示等に伴う損害を対象とする。

[損害項目]

1 営業損害

I) 同指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収が生じた場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。

II) また、同指示等の対象事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品の回収費用、保管費用、廃棄費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（水道事業者による代替水の提供費用、除染費用、校庭・園庭における放射線量の低減費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

III) さらに、同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたために減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

2 就労不能等に伴う損害

同指示等に伴い、同指示等の対象事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

3 検査費用（物）

同指示等に基づき行われた検査に関し、同指示等の対象事業者が負担を余儀なくされた検査費用は、賠償すべき損害と認められる。

第5 いわゆる風評被害

1. 一般的基準

(中間指針)

I) いわゆる風評被害については確立した定義はないものの、この中間指針で「風評被害」とは、報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害を意味するものとする。

II) 「風評被害」についても、本件事故と相当因果関係のあるものであれば賠償の対象とする。その一般的な基準としては、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。

III) 具体的にどのような「風評被害」が本件事故と相当因果関係のある損害と認められるかは、業種毎の特徴等を踏まえ、営業や品目の内容、地域、損害項目等により類型化した上で、次のように考えるものとする。

① 各業種毎に示す一定の範囲の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害(IV)に相当する被害をいう。以下同じ。)は、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるものとする。

② ①以外の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、II)の一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係を判断するものとする。

IV) 損害項目としては、消費者又は取引先により商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた次のものとする。

① 営業損害

取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用(商品の返品費用、廃棄費用、除染費用等)

② 就労不能等に伴う損害

①の営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用

③ 検査費用(物)

2. 農林漁業・食品産業の風評被害

(中間指針)

I) 以下に掲げる損害については、1Ⅲ) ①の類型として、原則として賠償すべき損害と認められる。

① 農林漁業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、次に掲げる産品に係るもの。

i) 農林産物(茶及び畜産物を除き、食用に限る。)については、福島、茨城、栃木、群馬、千葉及び埼玉の各県において産出されたもの。

ii) 茶については、i)の各県並びに神奈川及び静岡の各県において産出されたもの。

iii) 畜産物(食用に限る。)については、福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの。

iv) 水産物(食用及び餌料用に限る。)については、福島、茨城、栃木、群馬及び千葉の各県において産出されたもの。

v) 花きについては、福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの。

vi) その他の農林水産物については、福島県において産出されたもの。

vii) i)ないしvi)の農林水産物を主な原材料とする加工品。

② 農業において、平成23年7月8日以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、少なくとも、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根の各道県において産出された牛肉、牛肉を主な原材料とする加工品及び食用に供される牛に係るもの。

③ 農林水産物の加工業及び食品製造業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、次に掲げる産品及び食品(以下「産品等」という。)に係るもの。

i) 加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの。

ii) 主たる原材料が①のi)ないしvi)の農林水産物又は②の牛肉であるもの。

iii) 摂取制限措置（乳幼児向けを含む。）が現に講じられている水を原料として使用する食品。

④ 農林水産物・食品の流通業（農林水産物の加工品の流通業を含む。以下同じ。）において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、①ないし③に掲げる産品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るもの。

II) 農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業並びに農林水産物・食品の流通業において、I)に掲げる買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認められる。

III) 農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水産物・食品の流通業並びにその他の食品産業において、本件事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた農林水産物（加工品を含む。）又は食品（加工又は製造の過程で使用する水を含む。）の検査に関する検査費用のうち、政府が本件事故に関し検査の指示等を行った都道府県において当該指示等の対象となった産品等と同種のものに係るものは、原則として賠償すべき損害と認められる。

IV) I)ないしIII)に掲げる損害のほか、農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水産物・食品の流通業並びにその他の食品産業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、個々の事例又は類型毎に、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の特徴（生産・流通の実態を含む。）、その産地等の特徴（例えばその所在地及び本件事故発生地からの距離）、放射性物質の検査計画及び検査結果、政府等による出荷制限指示（県による出荷自粛要請を含む。以下同じ。）の内容、当該産品等の生産・製造に用いられる資材の汚染状況等を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められ、賠償の対象となる。

－和解事例－

【公表番号 7】【和解案提示理由書 7 番】

本件事故当時、いわき市で水産加工品の製造販売業を営んでいた申立人が、

営業損害等について賠償を請求した事案。

①放射線測定器購入費用については、5万1335円が賠償された。

②検査費用については、22万8900円が賠償された。

③営業損害については、本件事故直後は震災の影響で工場製造ラインが復旧していなかったとして営業損害の起算日が争点となったが、工場内の水道が復旧したのは平成23年4月12日であり、その後も腐敗した半製品在庫の処分や製造ラインの洗浄・ボイラーの一部の修繕等で、安定的な再稼働までに10日間程度は要したとして、平成23年4月21日が起算日とされた。損害額については、再稼働から平成23年8月31日までの減収分について、平成20年5月1日からの決算年度を基準年度とし、和解対象期間の減収率に利益率を乗じて算定し、1億1393万912円が賠償された。

④半製品在庫の腐敗物処理費用については、従業員が避難したことにより包装前の半製品を商品化できなかったこと、通常であれば半製品在庫それ自体を出荷する方法もあったが、本件事故により輸送手段がなく商品化できる期間を経過してしまったこと等から、実際にかかった処分費用につき賠償の対象と認め、震災による影響を50%程度考慮して、159万2115円が賠償された。

⑤半製品在庫に係る逸失利益については、当該半製品在庫による利益は3月中旬には具現化されることが予定されており、③の風評被害による営業損害とは対象とする期間が異なること等から、③の風評被害による営業損害とは重複しないものとされ、損害額については、半製品在庫が資産計上されていることに鑑み、販売価格から包材及び物流費を控除した評価単価による簿価ベースの金額をもとに、工場への震災による影響等も50%程度考慮して、906万653円が賠償された。

⑥外装包装フィルムの表示変更に関する費用については、従前の包装フィルムへの放射能の直接的な影響はないものの、風評による被害を最小限に抑えるべく包装フィルムの表示を変更せざるを得なくなり、これにより在庫品として保有していた外装包装フィルムは無価値になったとして、本件事故との相当因果関係が認められた。

もっとも、在庫品の中にはかなり長期間の使用を予定したデザインのものもあり、それは申立人の各般の経営判断によるところがあることは否定できないこと、単価を安くするために一括大量発注したことについては一定の合理性があるものの、包装フィルムの性質上もともと一定の廃棄ロス（使用されずに消失、損耗する分）が見込まれていると考えられること等から20%程度を控除し、2814万64円が賠償された。

【公表番号 28】

本件事故当時、いわき市において、水産加工品の調達・販売業を営んでいた申立人が、営業損害（807万7275円）について賠償を請求した事案。

申立人は、申立人が製造するすべての水産物加工品、資材等を親会社に対し販売していたところ、震災により親会社の工場の操業が平成23年4月11日まで停止したため、その期間を除いて、和解対象期間につき、過去2期分の決算数値等から風評被害による減収分を算定して営業損害を算定し、774万4499円が賠償された。

【公表番号 54】

本件事故当時、猪苗代町において野菜・果物等の販売業を営んでいた申立人が、営業損害及び弁護士費用について賠償を請求した事案。

営業損害については、申立人の売上高実績に売上減少率（なお、平成23年4月から8月までの期間については、売上の減少の3%は本件事故以外の要因によるものとされた。）を乗じ、さらに申立人の貢献利益率を乗じて算定された210万1712円に、申立人が廃棄処分せざるを得なかった野菜・果物等も相当量あること等も勘案して、260万円が賠償された。

【公表番号 61】

本件事故当時、広野町の仕入先から調達した容器を使用して食品を製造・販売していた申立人が、当該容器を使用できなくなったことによる営業損害及び財物（容器の金型）価値の喪失又は減少に係る損害等（合計1120万1300円）について賠償を請求した事案。

営業損害、代替品販売を余儀なくされたことによる損害、金型代、機械改良費等の損害その他申立人の一切の損害として（支払済みの355万20円の他に）600万円が賠償された。和解金額の算定の考え方としては、新たな金型を製作するのに必要な費用及び本件事故の結果使用することができなくなった製造済みの容器の価値を賠償するとした場合の金額が参考にされた。

【公表番号 145】

本件事故当時、県外において東北地方ブランド和牛を中心に取り扱っている焼肉店を営んでいた申立人が、平成23年7月中旬に報道された、牛の飼料からセシウムが検出されたというニュースによって売上が減少したとして、風評被

害による相当額の営業損害について賠償を請求した事案。

営業損害については、セシウム不検出の飼料で飼育された肉牛を供していたが、食材からのセシウム検出の有無にかかわらず買い控えが生じると考えられること等から、本件事故に端を発した報道による減収と本件事故との因果関係が認められるとした。その上で、平成23年8月分の粗利益（売上高から仕入高を控除した額）と前年度の同時期における粗利益を比較し、その差額が本件事故と因果関係のある損害と認められるとして、46万円が賠償された。

3. 国内観光客向け観光業

（中間指針）

I) 観光業については、本件事故以降、全国的に減収傾向が見られるところ、本件事故以降、現実に生じた被害のうち、少なくとも本件事故発生県である福島県のほか、茨城県、栃木県及び群馬県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が本件事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、本件事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、Ⅲ) ①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

Ⅲ) 但し、観光業における減収等については、東日本大震災による影響の蓋然性も相当程度認められるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要である。この検討に当たっては、例えば、本件事故による影響が比較的少ない地域における観光業の解約・予約控え等の状況と比較するなどして、合理的な範囲で損害の有無及び損害額につき推認をすることが考えられる。

(1) 営業損害

—和解事例—

【公表番号 22】

本件事故当時、千葉県の太平洋沿岸地域（いわゆる外房地域）で主として国内観光客向けの宿泊業を営んでいた申立人が、風評被害に係る損害（2815万8301円）について賠償を請求した事案。

このような風評被害も賠償されるべき損害であるとされた。

損害額の算定は、申立人の売上実績に貢献利益率を乗じ、これに本件事故を要因とする売上減少率を乗じて、2478万9838円が賠償された。

【公表番号 46】

本件事故当時、栃木県において宿泊業を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害等（合計162万8808円）について賠償を請求した事案。

営業損害については、266万6565円が賠償された（既払賠償金控除前）。

追加的費用（検査費用）については、110円が賠償された。

追加的費用（検査費用以外）については、リース会社が風評被害でリネンリース業務を縮小したため、リネンの自己調達費用の賠償を請求したが、リネンのリース料から洗濯費用を控除した差額分の経費相当分をリネンの調達費用から差し引いて賠償金額を算定し、10万2990円が賠償された。

【公表番号 127】

本件事故当時、郡山市において旅行業を営んでいた申立人が、営業損害（996万1726円）について賠償を請求した事案。

営業損害については、247万2707円が賠償された。

また、東京電力の直接賠償手続における取扱変更に伴い、追加資料の送付等、申立人に余分な手続費用等が生じたことによる取扱手数料10万円と、減収によりローン支払が遅延したことによる遅延利息その他費用として2万7293円が賠償された。

(2) 就労不能損害

－和解事例－

【公表番号 4】

本件事故当時、栃木県所在の観光ホテルに勤務していた申立人が、風評被害の影響で、勤務先から解雇されたとして、相当額の就労不能損害について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、平成22年度の収入実績等に基づき、平成23年5月から平成23年11月までの7ヵ月分として、126万円が賠償された。

【公表番号 60】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、本件事故により、勤務していたいわき市の旅館を解雇されたとして、風評被害による就労不能に伴う損害（189万8659円）について賠償を請求した事案。

風評被害による就労不能に伴う損害については、申立人の前年度（平成22年度）の収入に基づいて損害の事実が認められた189万8659円が賠償された。

4. 外国人観光客向け観光業

（中間指針）

I) 観光業については、本件事故以降、全国的に減収傾向が見られるところ、本件事故以降、現実に生じた被害のうち、少なくとも本件事故発生県である福島県のほか、茨城県、栃木県及び群馬県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が本件事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、本件事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、1Ⅲ) ①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

II) I)に加えて、外国人観光客に関しては、我が国に営業の拠点がある観光業について、本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたことにより発生した減収等については、1Ⅲ) ①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として認められる。

III) 但し、観光業における減収等については、東日本大震災による影響の蓋然性も相当程度認められるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要である。この検討に当たっては、例えば、本件事故による影響が比較的少ない地域における観光業の解約・予約控え等の状況と比較するなどして、合理的な範囲で損害の有無及び損害額につき推認をすることが考えられる。

（総括基準）

1 我が国に営業の拠点がある観光業の風評被害について、平成23年5月末までに生じた外国人観光客に関する被害のうち解約以外の原因により発生したもの及び通常の解約率の範囲内の

解約により発生したものと本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。

2 我が国に営業の拠点がある観光業の風評被害について、平成 23 年 6 月以降に生じた外国人観光客に関する被害と本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。

3 訪日外国人を相手にする事業の風評被害について、商品又はサービスの買い控え、取引停止等と本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。

4 1 から 3 までの基準の適用については、放射性物質による汚染の危険性を懸念する訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることに留意するものとする。

(総括基準)

1 青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県及び千葉県に営業の拠点がある観光業において本件事故後に発生した減収等の損害については、少なくともその 7 割（未成年者主体の団体旅行に関する減収等の損害については、その全部）が、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理によるものであり、かつ、当該心理は平均的・一般的な人を基準として合理性を有しているものと認められる。

2 1 記載の減収等の損害の発生について、1 に記載された原因以外の原因が、3 割を超える寄与をしている（未成年者主体の団体旅行については 1 に記載された原因以外の原因が寄与をしている）と主張する者は、その旨を証明しなければならない。

一和解事例一

【公表番号 20】

本件事故当時、県外に居住し、通訳案内士として稼働していた申立人が、平成 23 年 4 月 12 日に予定されていた外国人の東京観光旅行の通訳案内業務がキャンセルされたことから、外国人観光客向け観光業の風評被害による営業損害（3 万円）について賠償を請求した事案。

本件事故前、申立人が平成 23 年 4 月 12 日実施の外国人の東京観光旅行の通訳案内業務を受託予定であったこと、上記の観光旅行が本件事故直後にキャン

セルされたこと、同じく震災直後、通訳士の業界団体から外国人観光旅行のキャンセルが相次いでいる旨の告知がなされていたこと等から、観光旅行のキャンセルと本件事故との因果関係が明らかであり、通訳案内士の一般的な報酬(収益)として1日3万円は合理的であること等から、3万円が賠償された。

【公表番号 24】【和解案提示理由書 9 番】

本件事故当時、千葉県に居住し、外国人観光客の通訳案内を主な仕事としていた申立人が、本件事故により、申立人の通訳対象語に係る外国人観光客が減少したことに伴い売上が減少したとして、外国人観光客向け観光業の風評被害による営業損害について賠償を請求した事案。なお、申立人の主な通訳案内地は、東京都、大阪府、京都府、奈良県、栃木県日光地方等であった。

営業損害については、外国人観光客を対象とした営業であることを考慮し、案内先にかかわらず本件事故後の減収分について相当因果関係があることが認められた上で、本件事故がなければ得られたであろう推定売上額(過去3年分の売上額から推計)と実際の売上額の差額である272万7570円(推定売上減少額)から、支払を免れた経費44万3075円(過去3年分の経費の額から推計)を控除した228万4495円について、少なくとも相当因果関係が認められるとされ、さらに申立人には、金額の確定が困難なより多くの損害が生じていることが推察されるとして、230万円が賠償された。

【公表番号 26】

本件事故当時、山梨県内で外国人観光客用の宿泊業を営んでいた申立人が、本件事故後、宿泊予約のキャンセルが相次いだとして、営業損害について賠償を請求した事案。

申立人が和解金の一部を早期に受領することを希望したことから、比較的争いの少ない中間指針第7の3に示された考え方に基づく部分の損害のみに和解仲介の対象を限定して、6165万5068円が賠償された。

【公表番号 71】

本件事故当時、県外において、国内各地の空港や都内の免税店・土産物店に対する、外国人向けの土産物卸売業等を営んでいた申立人が、本件事故による外国人観光客の減少に伴い発注が減少したとして、外国人観光客向け観光業に係る営業損害について賠償を請求した事案。

申立人が国内各地の空港や都内の免税店、土産物店に対して外国人向けの雑

貨・装飾品等を卸しており、取扱商品の購入者のほとんどが外国人であること等から、和解対象期間を通じた売上減少と本件事故との因果関係が認められるとした。損害額については、平成 23 年 3 月から 8 月までの粗利益（総売上額から総仕入額を控除した額）と前年度の同時期における粗利益を比較して差額 235 万円余を減収として算出した上で、外国人観光客の減少の要因が震災にもあるとして、上記差額の 85%に相当する 200 万円を本件事故との因果関係のあるものと認め、同額が賠償された。

【公表番号 72】

本件事故当時、京都府に居住していた申立人は、外国人観光客の通訳案内を主な仕事としていたところ、本件事故により、申立人の通訳対象語に係る外国人観光客が減少したことに伴い収入が減少したとして、外国人観光客向けの観光業の風評被害による営業損害について賠償を請求した事案。

営業損害については、外国人観光客を対象とした営業であることを考慮し、案内先にかかわらず本件事故後の減収分について相当因果関係があることを認めた上で、例年同様のプランが企画され、申立人に通訳案内が依頼されていた旅行ツアーに関しては、和解対象期間においても申立人に通訳案内が依頼されることが見込まれていたことを踏まえ、上記旅行ツアーによる過去 3 年間の平均収益額（約 140 万円）に基づき、営業損害として 140 万 5947 円が賠償された。

【公表番号 137】

本件事故当時、京都市において、主として外国人観光客を対象とする宿泊業を営んでいた申立人が、営業損害について賠償を請求した事案。

営業損害については、申立人は、平成 21 年を基準年度とし、平成 23 年 12 月末までの逸失利益として、平成 21 年と比較して算定した金額である 500 万円を請求した。キャンセルによる損害以外の減収による損害について、事故との因果関係が争点となったが、申立人の請求する期間における減収については事故と相当因果関係がある（ただし、減収のうち 10%は本件事故以外の原因による。）とされ、損害額については、過去 3 年間の利益の平均値等を参考に逸失利益が算定され、200 万円が賠償された。

【公表番号 144】

本件事故当時、東京都内で外国人団体観光客を主な顧客とする飲食店を営んでいた申立人が、本件事故に伴い、外国人団体観光客の予約がキャンセルとな

った等として、営業損害について賠償を請求した事案。

営業損害について、平成 22 年 3 月から 7 月までの売上高と対象期間の売上高を比較した売上減少率 93%、本件事故以外の要因による減少率 3%、粗利と売上原価に含まれる固定費の合計額から販売費及び一般管理費に含まれる変動費を差し引いた貢献利益を売上高で除した貢献利益率 44%を算出し、飲食店の平成 22 年 3 月から 7 月までの売上高に貢献利益率を乗じ、これに本件事故以外の要因による減少率を乗じて逸失利益を算定し、この逸失利益額に外国人の割合（74%）を乗じた額を基礎に、1600 万円が賠償された。

5. 製造業、サービス業等の風評被害

（中間指針）

I) 前記 2 及び 3 に掲げるもののほか、製造業、サービス業等において、本件事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による被害のうち、以下に掲げる損害については、1Ⅲ) ①の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

- ① 本件事故発生県である福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該拠点において発生したもの
- ② サービス等を提供する事業者が来訪を拒否することによって発生した、本件事故発生県である福島県に所在する拠点における当該サービス等に係るもの
- ③ 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等につき、
 - i) 指導等を受けた対象事業者が、当該副次産物の引き取りを忌避されたこと等によって発生したもの
 - ii) 当該副次産物を原材料として製品を製造していた事業者の当該製品に係るもの
- ④ 水の放射性物質検査の指導を行っている都県において、事業者が本件事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた検査に係るもの（但し、水を製造の過程で使用するもののうち、食品添加物、医薬品、医療機器等、人の体内に取り入れられるなどすることから、消費者及び取引先が特に敏感に敬遠する傾向がある製品に関する検査費用に限る。）

II) なお、海外に在住する外国人が来訪して提供する又は提供を受けるサービス等に関しては、我が国に存在する拠点において発生した被害（外国船舶が

我が国の港湾への寄港又は福島県沖の航行を拒否したことによって、我が国の事業者が生じたものを含む。)のうち、本件事故の前に既に契約がなされた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに解約が行われたこと(寄港又は航行が拒否されたことを含む。)により発生した減収分及び追加的費用については、Ⅲ)①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として認められる。

Ⅲ) 但し、Ⅰ)及びⅡ)の検討に当たっては、例えば、サービス等を提供する事業者が福島県への来訪を拒否することによって発生する損害については、東日本大震災による影響の蓋然性も相当程度認められるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要である。

一和解事例一

【公表番号23】

本件事故当時、自主的避難等対象区域で製造業を営んでいた申立人が、営業損害について賠償を請求した事案(なお、申立時には、請求金額は特定されていないが、申立人は、その後、1883万8489円を請求した。)

営業損害の算定方法が争点となり、申立人は、いわゆるリーマンショック後売上が落ちており、それ以前の数字が生産能力を適切に示しているとして、平成19年度の売上を基礎に営業損害を算定することを主張した。

結局、いわゆるリーマンショック前後の売上をほぼ均等に考慮することのできる過去5年の平均売上を前提に営業損害を算定することとし、1000万7073円が賠償された。

【公表番号73】

本件事故当時、会津若松市でヒーリング用品(雑貨)のネット販売及び店舗小売業を営んでいた申立人が、風評被害の影響による営業損害について賠償を請求した事案。

営業損害について損害額が争点となったが、平成23年度の月額売上高(平成23年3月から平成23年8月までの期間を除く。)につき、平成22年度の平均月額売上高比103.5%の増益見込みを前提とする一方、貢献利益率算定においては申立人が固定費と主張する一定のものを一部変動費とした上で、平成23年3月から平成23年8月までの営業損害として164万6450円が賠償された。

【公表番号 77】

本件事故当時、福島県（自主的避難等対象区域）で小学生、中学生、高校生向けの学習塾を営んでいた申立人が、本件事故により、生徒数が減少し、収入が減少したとして、平成23年3月から平成28年2月までの営業損害として5728万円余（申立後、将来請求については本和解の対象としないこととした。）の賠償を請求した事案。

営業損害については、平成21年9月から平成22年8月の決算、貢献利益率、震災等の本件事故以外の減収要因を考慮し、平成23年3月11日から平成23年11月30日までの期間について780万円が、平成23年12月1日から平成24年3月31日までの期間について198万7495円が、それぞれ賠償された。

【公表番号 86】

本件事故当時、県内（自主的避難等対象区域）において歯科技工所を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害（風評被害）について賠償を請求した事案。

営業損害については、当該歯科医院との間で行われた過去の取引における貢献利益率を算定し、当該歯科医院と申立人の歯科技工所との距離等も考慮して、営業損害（496万3210円）が賠償された。

【公表番号 95】

本件事故当時、県内（自主的避難等対象区域）において旅客運送業（タクシー等）を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害（①逸失利益、②休車損害、③車両改造費等、④クーラーユニット等取替費用、⑤放射線検査費用）について賠償を請求した事案。

①逸失利益については、80万円が賠償された。

【公表番号 104】

本件事故当時、いわき市においてカウンセリング業等を営んでいた申立人が、営業損害（90万円）について賠償を請求した事案。

申立人は、1日あたり5万円の逸失利益が18日間生じたとして、合計90万円の支払を請求したが、過去の売上額は日によって激しく変動しており、全く売上のない日も存在した。

さらに、自主的避難中も、電話によるカウンセリングを行う等、3日間は実質的に営業していた。

以上を勘案し、1日あたり2万円の逸失利益が15日間生じたとすることが相当であるとされ、合計30万円が賠償された。

【公表番号 108】

本件事故当時、伊達市の不動産（以下「本件不動産」という。）を賃貸していた申立人が、営業損害（賃料減収分）等について賠償を請求した事案。

営業損害については、早期退去による賃料減収分について請求のとおり10万円が賠償された。

【公表番号 123】

本件事故当時、河沼郡において衣料品の小売業を営んでいた申立人が、営業損害について賠償を請求した事案。

営業損害については、県内のサービス業等の風評被害として本件事故と減収との因果関係を認めた上で、本件事故の2年前にリニューアルしたばかりであることから、本件事故直近の損益（平成22年8月期）を基準年度として貢献利益率23%、減収率31%を求め、震災等の本件事故以外の原因による減収率を3%として本件事故による減収率を28%と算定し、平成22年8月期の純売上高1717万円余りに上記減収率と貢献利益率を乗じて、110万6057円が賠償された。

【公表番号 135】

本件事故当時、福島市で平成23年1月から手打蕎麦屋業を営んでいた申立人が、営業損害と在庫に係る損害（イワナ）について賠償を請求した事案。

営業損害（逸失利益）については、直近の平成23年3月の昼間営業の粗利益の実績値等をもとに、65万3256円の賠償がされた。

在庫に係る損害として、請求のとおり、12万5000円が賠償され、合計77万8256円が賠償された。

6. 輸出に係る風評被害

（中間指針）

I) 我が国の輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について、本件事故以降に輸出先国の要求（同国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含む。）によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用（検査に伴い生じた除染、廃棄等の付随費用を含む。以下（備考）の3）において同じ。）や各種証明

書発行費用等は、当面の間、1Ⅲ) ①の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

Ⅱ) 我が国の輸出品について、本件事故以降に輸出先国の輸入拒否（同国政府の輸入規制及び同国の取引先の輸入拒否を含む。）がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの（生産・製造途中のものを含む。）に限り、当該輸入拒否によって現実に廃棄、転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたため生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、1Ⅲ) ①の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

－和解事例－

【公表番号 44】

本件事故当時、北海道で中古車輸出業を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害について賠償を請求した事案。

営業損害については、上記すべての損害項目の損害を合算した概算額として、仲介委員は 100 万円を相当とし、同額が賠償された。

7. その他風評被害

（中間指針）

Ⅰ) いわゆる風評被害については確立した定義はないものの、この中間指針で「風評被害」とは、報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害を意味するものとする。

Ⅱ) 「風評被害」についても、本件事故と相当因果関係のあるものであれば賠償の対象とする。その一般的な基準としては、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。

Ⅲ) 具体的にどのような「風評被害」が本件事故と相当因果関係のある損害と認められるかは、業種毎の特徴等を踏まえ、営業や品目の内容、地域、損害項目等により類型化した上で、次のように考えるものとする。

① 各業種毎に示す一定の範囲の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害（Ⅳ）に相当する被害をいう。以下同じ。）は、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるものとする。

② ①以外の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、Ⅱ)の一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係を判断するものとする。

Ⅳ) 損害項目としては、消費者又は取引先により商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた次のものとする。

① 営業損害

取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用（商品の返品費用、廃棄費用、除染費用等）

② 就労不能等に伴う損害

①の営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用

③ 検査費用（物）

取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用

－和解事例－

【公表番号 13】

本件事故当時、埼玉県で主として国内宿泊客向けに地元の農産物を提供する等の特色を有する宿泊業（ホテル）を営んでいた申立人が、営業損害（3395万1054円）について賠償を請求した事案。

営業損害については、観光業の風評被害に関する中間指針は、埼玉県を原則的に損害賠償の対象となる地域としていない。しかし、申立人が、その事業所所在地付近で産出される野菜類を宿泊客に提供することを特徴とする業態をとっていることに着目し、埼玉県において産出された農産物に関して現実に生じた買い控え等による被害は原則として賠償すべき損害であると中間指針第7の2「農業の風評被害」が定めていることや、中間指針第8「間接被害」の基準の趣旨等を参酌することにより、逸失利益の20%は賠償されるべき損害であるとされた。

損害額の算定に当たっては、申立人の過去3年間の平均営業損益及び平均売

上変動費を用いて、本件事故がなければ得られたはずの収益額及び本件事故がなければ負担したであろう費用額を算定し、和解対象期間の収益及び費用の実績値と比較することで、和解対象期間の逸失利益を算定し、当該逸失利益額に20%を乗じた317万4651円が賠償された。

【公表番号 49】

本件事故当時、栃木県において栃木県産和牛・農産物を主な商品とする飲食業を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害について賠償を請求した事案。

申立人が栃木県産和牛・農産物を主材料とする料理を提供していること等から、一定範囲の減収については因果関係があるとされ、請求額の約3割に相当する30万円が賠償された。

【公表番号 82】

震災前の平成22年9月、関東地方（栃木県外）に居住していた申立人が、栃木県に住居を移転し、平成23年4月末からのゴールデンウィーク時の開店を目標に、ロッジ・飲食店事業計画に参画していたところ、本件事故により事業の中止を強いられたとして、転居費用等の損害について賠償を請求した事案。

本件事業を断念した後に関東地方の現住居に転居する際に生じた住宅費用、元の居住地から栃木県への引越及び栃木県から現在の居住地への引越に係る費用並びに平成22年9月から平成23年4月までの間に栃木県と元の居住地を往復するのに要した交通費として、合計10万円が賠償された（申立人の本件事故以前に生じた転居住宅費用、引越費用及び交通費についても、開業費の一種として本来的には事業開始後に償却されるべきものであるところ、その事業が本件事故の影響により困難となり償却も不可能になったとして、本件事故以前の支出についても相当因果関係を認められた。）。

【公表番号 120】

本件事故当時、いわき市において施設（以下「本件施設」という。）を運営する特定非営利活動法人が、本件事故による避難で施設利用者が減少し、給付費及び助成金の交付が受けられなくなったことによる逸失利益について賠償を請求した事案。

特定非営利活動法人についても営利法人と同様に逸失利益を肯定しうるものとされ、本件事故と利用者の減少との因果関係については、本件事故を原因と

して利用者が自主的避難等対象区域から避難することにより利用者が減少することは通常あり得ること、本件施設について本件事故当時の利用者以外の者による利用を通常期待し得ないこと、本件施設利用者のうち約7割が平成23年3月14日から利用を再開し、その余も大部分は平成23年4月下旬（遅い者でも平成23年5月12日）までに利用を再開しており、原発避難者による利用再開とみるのが自然であることから、本件事故と利用者の減少との相当因果関係が肯定された。

損害額については、対象期間の利用予定者数に、本件事故による利用者減が認められない時期（平成23年2月から3月11日まで及び5月）の利用予定者数と実際の利用者数の比率を乗じ、対象期間における本件事故がなかった場合の利用者数を算定した上、これに利用者1名あたりの給付費及び助成金を乗じて、本件事故がなければ得られたであろう収益を算出し、そこから、支払を免れた経費（製造原価及び仕入高並びに利用者工賃。実績に基づく平均値から和解対象期間に実際にかかった経費を差し引いた額）を差し引いた125万226円が賠償された。

第6 いわゆる間接被害

(中間指針)

I) この中間指針で「間接被害」とは、本件事故により前記第3ないし第7で賠償の対象と認められる損害(以下「第一次被害」という。)が生じたことにより、第一次被害を受けた者(以下「第一次被害者」という。)と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を意味するものとする。

II) 「間接被害」については、間接被害を受けた者(以下「間接被害者」という。)の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その具体的な類型としては、例えば次のようなものが挙げられる。

- ① 事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。
- ② 事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。
- ③ 原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。

III) 損害項目としては、次のものとする。

① 営業損害

第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用

② 就労不能等に伴う損害

①の営業損害により、事業者である間接被害者の経営が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用

第7 放射線被曝による損害

(中間指針)

本件事故の復旧作業等に従事した原子力発電所作業員、自衛官、消防隊員、警察官又は住民その他の者が、本件事故に係る放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等は賠償すべき損害と認められる。

第 8 被害者への各種給付金等と損害賠償金の調整

(中間指針)

本件事故により原子力損害を被った者が、同時に本件事故に起因して損害と同質性がある利益を受けたと認められる場合には、その利益の額を損害額から控除すべきである。

－和解事例－

【公表番号 110】

本件事故当時、警戒区域内において建設業を営んでいた申立人（本件事故後は移転して営業を再開）が営業損害について賠償を請求した事案。

損害額の算定方法が争点となったが、平成 21 年度の決算を基準として算定した逸失利益から、申立人が和解対象期間内に受領した助成金額、仮払補償金等を差し引いた金額である 1 億 373 万 1166 円が賠償された。

第9 自主的避難等に係る損害

1. 第9-A 対象区域又は対象者

(中間指針追補)

[自主的避難等対象区域]

下記の福島県内の市町村のうち避難指示等対象区域を除く区域（以下「自主的避難等対象区域」という。）とする。

(県北地域)

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

(県中地域)

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

(相双地域)

相馬市、新地町

(いわき地域)

いわき市

[対象者]

本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居（以下「住居」という。）があった者（本件事故発生後に当該住居から自主的避難を行った場合、本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合、当該住居に滞在を続けた場合等を問わない。以下「自主的避難等対象者」という。）とする。

また、本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者についても、中間指針第3の[損害項目]の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間並びに子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（本件事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とする。

—和解事例—

【公表番号 107】

本件事故当時、宮城県に居住していた申立人が、地震の被害を避けるために、

平成 23 年 3 月 12 日、自主的避難等対象区域にある実家に避難したところ、本件事故により、さらに関東地方への自主的避難を強いられたとして、避難費用（ホテル宿泊代金。8 万 4558 円）の賠償を請求した事案。

申立人は、自主的避難等に係る損害賠償の「対象者」である「本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居…があった者」(中間指針追補 4 頁)に直接に該当しないが、自主的避難等対象区域に申立人の実家があったことからすると、本件事故の発生後である平成 23 年 3 月 12 日に自主的避難等対象区域に入ったこと自体は特段不合理ではないとして、その後、自主的避難先で利用したホテルの宿泊代金につき 8 万 4558 円が賠償された。

【公表番号 124】

本件事故当時、会津地方から福島市への転居を予定していた申立人ら家族(大人 2 名、子ども 2 名)が、実際に平成 23 年 4 月に福島市に転居した後に被曝に関する危険を知ったことから、震災当時から福島市に居住していた者と同様に精神的損害を受けた等として、相当額の精神的損害等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、本件事故時より相当以前に福島市に土地を購入し、平成 22 年内には建物も完成し引渡しを受けていたこと、平成 23 年度の新学期開始の前には転居することが震災前にあらかじめ計画されていたこと等から、申立人らを本件事故時において福島市に居住していた者と同等に扱うことが相当であるとして、大人 1 名あたりそれぞれ 8 万円、子ども 1 名あたりそれぞれ 40 万円の合計 96 万円が賠償された。

【公表番号 134】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人が、精神的損害及び避難費用について賠償を請求した事案。

申立人は、平成 23 年 3 月 14 日から 10 月ころまでの間、仕事のない週末等に断続的に県外の親族宅等に避難したため、これによる精神的損害及び避難費用として 11 万 3441 円を請求した。

自主的避難といえるか否か、自主的避難といえる場合の損害額が争点となったが、仕事を持つ申立人が仕事のない時は出来る限り県外に避難したいと考えたことには相当性があるとされた。

2. 第9-B 損害項目

(中間指針追補)

I) 自主的避難等対象者が受けた損害のうち、以下のものが一定の範囲で賠償すべき損害と認められる。

① 放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合(本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む。以下同じ。)における以下のもの。

- i) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用
- ii) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- iii) 避難及び帰宅に要した移動費用

② 放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの。

- i) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ii) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

II) I)の①のi)ないしiii)に係る損害額並びに②のi)及びii)に係る損害額については、いずれもこれらを合算した額を同額として算定するのが、公平かつ合理的な算定方法と認められる。

III) II)の具体的な損害額の算定に当たっては、①自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安とし、②その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安とする。

IV) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、具体的な損害額の算定に当たっては以下のとおりとする。

- ① 中間指針第3の[損害項目]の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間については、III)に定める金額がIII)の①及び②における対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。
- ② 子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間に

については、本件事故発生から平成 23 年 12 月末までの損害として一人 20 万円を目安としつつ、これらの者が中間指針追補の対象となる期間に応じた金額とする。

(中間指針第二次追補)

第一次追補において示した自主的避難等に係る損害について、平成 24 年 1 月以降に関しては、次のとおりとする。

I) 少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。

II) I) によって賠償の対象となる場合において、賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として第一次追補第 2 の [損害項目] で示したとおりとする。具体的な損害額については、同追補の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

(総括基準)

1 自主的避難対象者が自己又は家族の自主的避難の実行に伴い支出した実費等の損害の積算額が中間指針追補記載の自主的避難対象者に対する損害額の目安となる金額 (40 万円又は 8 万円) を上回る場合において、当該実費等の損害が賠償すべき損害に当たるかどうかを判断するには、①自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか、②自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期、③当該各時期における放射線量に関する情報の有無及び情報があつた場合にはその内容、④当該実費等の損害の具体的内容、額及び発生時期などの要素を総合的に考慮するものとする。

2 賠償の対象となるべき実費等の損害としては、以下のものが考えられる。

- 1) 避難費用及び帰宅費用 (交通費、宿泊費、家財道具移動費用、生活費増加分)
- 2) 一時帰宅費用、分離された家族内における相互の訪問費用
- 3) 営業損害、就労不能損害 (自主的避難の実行による減収及び追加的費用)
- 4) 財物価値の喪失、減少 (自主的避難の実行による管理不能等に起因するもの)
- 5) その他自主的避難の実行と相当因果関係のある支出等の損害

3 1 及び 2 により実費等の損害を賠償する場合においては、当該実費等の損害のほかに、中間

指針追補記載の上記金額（40万円又は8万円）のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を賠償するものとする。この場合において、賠償の総額には、中間指針追補記載の上記金額（40万円又は8万円）が含まれているものと扱う。

4 賠償は、本来は、個人単位で行われるものであるが、実際の和解案の作成に当たっては、家族等のグループに属する複数の者（滞在者を含む。）に生じた実費等の損害を合算したり、これらの者に係る中間指針追補記載の上記金額を合算したりするなど、グループ単位での計算をすることを妨げない。

5 1及び2に準じて算出される実費等の損害の合計額が中間指針追補記載の上記金額（40万円又は8万円）に満たなくても、当該実費等の損害の合計額と3による精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額とを合算した額が中間指針追補記載の上記金額（40万円又は8万円）を上回る場合には、前記1から4までの基準を準用する。

本件事故後に、避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所からこれらのいずれかに属する場所への転勤を勤務先から命じられたが、家族のうち妊婦又は子供を含むグループが転勤先に同行せずに二重生活が始まった場合には、前記1、2及び4の規定を準用する。

6 本件事故発生時に避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所に住居があった者が自主的避難を実行した場合において、当該住居の所在場所が、発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報、当該住居の属する市町村の自主的避難の状況などの要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価されるときには、中間指針追補及び前記1から5までの基準を準用する。

3. 第9-B-1 包括的賠償がなされた事案

—和解事例—

【公表番号12】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（夫妻及びその乳幼児2名）が、自主的避難に伴う避難費用、生活費増加費用及び精神的損害等について賠償を請求した事案。

精神的損害、避難費用、生活費増加費用及び就労不能損害については、定額賠償として、申立人らのうち、夫妻に対してそれぞれ8万円が、乳幼児2名に対してそれぞれ60万円が賠償された（本件では、中間指針追補が想定する水準を超える避難費用の支出が確認できなかった。）。

【公表番号 37】

本件事故当時、郡山市に居住していた申立人ら（夫妻）が、自主的避難等に係る損害及び自家消費していたたけのこの価値相当額の損害等について賠償を請求した事案。

避難費用・精神的損害等については、申立人らと一緒に自主的避難をした申立人らの子の宿泊費等は子らが別途請求していることから、定額賠償として、申立人ら2名分のみ16万円（8万円×2名）が賠償された（本件では、中間指針追補が想定する水準を超える実費の支出は確認できなかった。）。

【公表番号 45】

本件事故当時、小野町に居住していた申立人が、自主的避難に伴う損害について賠償を請求した事案。

特に生命・身体的損害について因果関係及び損害額が争点となり、持病の悪化による生命・身体的損害について、本件事故から数ヵ月間の治療に関しては、診断の内容、本件事故後通院回数が増えたこと、本件事故後に効果の強い治療薬に変更されたこと等から本件事故と相当因果関係があるものとされ、その他、申立人の請求に係る損害や自主的避難に係る慰謝料も勘案されて、自主的避難に係る一切の損害として、合計31万円（うち8万円については手続進行中に内払いされた。）が賠償された。

【公表番号 51】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（2名）が、相当額の精神的損害、生活費増加費用（5万383円）及び除染費用（91万5650円）について賠償を請求した事案。

放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により増加した生活費増加費用についての賠償として、申立人らに対し、それぞれ定額賠償である8万円（合計16万円）が賠償された（本件では、中間指針追補が想定する水準を超える実費の支出が確認できなかった。）。

【公表番号 80】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（夫妻及びその子2名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」

という。)が、県外に自主的避難をしたとして、避難費用、生活費増加費用等について賠償を請求した事案。

精神的損害並びに避難費用及び生活費増加費用については、中間指針追補等に則り、合算して、定額賠償として、X1 及び X2 それぞれに対し 8 万円、X3 及び X4 それぞれに対し 60 万円が賠償された（本件では、中間指針追補が想定する水準を超える実費の支出が確認できなかった。）。

【公表番号 87】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（夫妻）が精神的損害等（夫妻それぞれにつき 8 万円）の賠償を請求するとともに、除染費用（9 万 8175 円）について賠償を請求した事案。

精神的損害等については、申立人ら夫妻それぞれに対して定額賠償 8 万円が賠償された。

【公表番号 90】

本件事故当時、相馬市に居住していた申立人ら（5 名）が、自主的避難に伴う精神的損害、生活費増加費用、避難費用及び検査費用について賠償を請求した事案。

精神的損害、避難費用及び生活費増加費用（本件では、中間指針追補が想定する水準を超える実費の支出が確認できなかった。）として、定額賠償 92 万円（成年である申立人 4 名については 1 名あたり 8 万円、子どもである申立人 1 名については 60 万円）が賠償された。

【公表番号 93】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら（夫妻及びその子 2 名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、成年の子を「X3」、未成年の子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、自主的避難に伴う避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害について賠償を請求した事案。

避難費用、生活費増加費用及び精神的損害については、中間指針追補が想定する水準を超える実費の支出が確認できなかったとして、申立人らのうち成年 3 名にそれぞれ 8 万円が、未成年者である X4 に東京電力の平成 24 年 2 月 28 日付けプレスリリースの基準額（自主的避難等対象者のうち、子ども及び妊婦で自主的避難をした者について 1 名あたり 20 万円を追加）も含めて 60 万円が賠償された。

【公表番号 97】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（母及びその子3名。以下、母を「X1」、子をそれぞれ「X2」、「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、自主的避難に係る損害として、相当額の生活費の増加費用、精神的苦痛及び移動費用について賠償を請求した事案。

生活費の増加費用、精神的苦痛及び移動費用については、中間指針追補の目安額（自主的避難等対象者のうち、子ども及び妊婦について1名あたり40万円、その他について8万円）及び東京電力の平成24年2月28日付けプレスリリースの基準額（自主的避難等対象者のうち、子ども及び妊婦で自主的避難をした者について1名あたり20万円を追加）を基礎に、X1についてはX2の介護負担を考慮して2万円を加算して10万円、X2については心身の障害があることを考慮して4万円（中間指針追補の基準額の1割相当額）を加算して64万円、X3及びX4についてはそれぞれ60万円が賠償された。

【公表番号 102】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら（2名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用（移動費用・生活費増加費用。3万3632円）、精神的損害及び就労不能損害（40万円）について賠償を請求した事案。

自主的避難によって生じた生活費の増加費用、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛並びに避難及び帰宅に要した移動費用については、定額賠償として、申立人らそれぞれに対し、8万円が賠償された。

【公表番号 105】

本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら（3名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」といい、併せて「申立人ら」という。）が、自主的避難等に係る損害（精神的損害・生活費増加費用。合計108万円）、営業損害（4万3800円）等について賠償を請求した事案。

自主的避難等に係る損害については、中間指針追補の目安額（自主的避難等対象者のうち、子ども及び妊婦について1名あたり40万円、その他について8万円）及び東京電力の平成24年2月28日付けプレスリリースの基準額（自主的避難等対象者のうち、子ども及び妊婦で自主的避難をしたものについて1名

あたり 20 万円を追加) を基礎に、108 万円が賠償された。

【公表番号 114】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら 3 名が、自主的避難等対象区域に避難したことに係る損害として、避難指示に基づく精神的損害並びに自主的避難等対象区域に避難したことに基づく生活費の増加費用、移動費用及び精神的損害について賠償を請求した事案。

避難等対象区域内に住居があった子ども及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在したことに係る生活費の増加費用、移動費用及び精神的損害については、中間指針追補の目安額(子ども及び妊婦について1名あたり20万円)及び東京電力の平成24年3月5日付けプレスリリースの基準額(自主的避難等対象者のうち、子ども及び妊婦で自主的避難をした者について1名あたり20万円を追加)を基礎として、申立人らに対して定額賠償である40万円がそれぞれ賠償された。

4. 第9-B-2 避難費用(交通費、宿泊費等)

－和解事例－

【公表番号 9】【和解案提示理由書 5 番】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら(親1名及びその子2名)が、自主的避難費用、精神的損害、就労不能損害等について賠償を請求した事案。

避難費用及び帰宅費用について、避難交通費3万4000円(申立人らが領収書等の資料を所持していないことから、政府指示等により避難した者の交通費算定のために東京電力が用いている基準を準用するのが合理的であるとして、県外移動1万4000円/日、県内移動5000円/日)、宿泊費14万4670円、帰宅交通費1万4000円(避難交通費と同様に、県外移動1万4000円/日)が賠償された¹⁴。

【公表番号 83】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら(3名)が、自主的避難に伴

¹⁴ 和解案提示理由書の記載に基づく。

う精神的損害、生活費増加費用及び移動費用について賠償を請求した事案。
避難費用及び帰宅費用については、3万8710円が賠償された。

【公表番号 84】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用及び除染費用等について賠償を請求した事案。

避難費用については、レンタカー代、ガソリン代、家財仮置場謝礼（3万円）を合計して、5万6460円が賠償された。

【公表番号 88】

本件事故当時、相馬市に居住していた申立人ら（夫妻及びその子。以下、夫を「X」という。ただし、子は福島市に居住していた。）が、県外に自主的避難をし、避難指示等により避難等対象区域内の勤務先を解雇されたとして、精神的損害及び就労不能に伴う損害等について賠償を請求した事案。

引越費用については、就労不能に伴う追加的費用として、1回分の交通費、家具移動費3万円が賠償された。

【公表番号 111】

本件事故当時、郡山市に居住していた申立人が、避難費用等について賠償を請求した事案。

避難費用については、1万2040円が賠償された。

【公表番号 112】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、東京都に自主的避難をしたとして、避難費用（移動費等）、精神的損害、帰宅費用及び謝礼等について賠償を請求した事案。

交通費については、4150円が賠償された。

避難先での交通費については、東京都内の移動は徒歩ではできないとして請求のとおり3万1160円が賠償された。

帰宅費用については、請求のとおり5万2990円が賠償された。

謝礼については、実質的には宿泊費又は引越費用といえるとして、3万7729円が賠償された。

【公表番号 134】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人が、精神的損害及び避難費用について賠償を請求した事案。

避難交通費については、10 回以上にわたる避難の際のガソリン代実費（7～8 万円）を勘案し、7 万 2000 円が賠償された。

5. 第 9-B-3 精神的損害

－和解事例－

【公表番号 9】【和解案提示理由書 5 番】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら（親 1 名及びその子 2 名）が、自主的避難費用、精神的損害、就労不能損害等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、定額賠償として、申立人らのうち大人 2 名にそれぞれ 4 万円、申立人らのうち子ども 1 名に 20 万円の合計 28 万円が賠償された。

【公表番号 17】

本件事故当時、県外に居住しており、平成 23 年 4 月以降に転居予定の建物をいわき市に所有していた申立人ら（2 名）が、精神的損害等として相当額について賠償を請求した事案。

精神的損害については、申立人らが本件事故当時いわき市の家屋に居住していたとすれば中間指針第二次追補に則り認められたであろう精神的損害等の定額賠償額合計が 16 万円（8 万円×2 名）であることを参考に、本件事故当時に実際に居住していた場所は当該家屋ではなく県外であったこと、当該家屋の放射線量測定のために申立人らが別途ガイガーカウンター購入費用 4 万 8000 円を負担したこと等の諸事情を考慮し、申立人らがいわき市に所有する家屋を利用することを控えざるを得ないことによる精神的損害として、12 万 8000 円が賠償された。

【公表番号 38】【和解案提示理由書 11 番】

本件事故当時、本宮市に居住していた申立人が、県内の実家に自主的に避難したとして、勤務先のある本宮市への通勤費用増加分、就労不能損害、精神的損害について賠償を請求した事案。

精神的損害については、中間指針追補も考慮の上、定額賠償として4万円が賠償された。

【公表番号 83】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（3名）が、自主的避難に伴う精神的損害、生活費増加費用及び移動費用について賠償を請求した事案。

精神的損害については、申立人らに生活費増加費用並びに避難費用及び帰宅費用の賠償を別途行ったことから、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）の第3項に規定される「中間指針追補記載の上記金額（40万円又は8万円）のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額」が、申立人1名あたり4万円であるとされ、定額賠償額として、申立人らに12万円が賠償された。

【公表番号 84】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用及び除染費用等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、別途、申立人らに対し避難費用及び生活費増加費用が賠償されたことから、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）の第3項に規定される「中間指針追補記載の上記金額（40万円又は8万円）のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額」が、申立人1名あたり4万円であるとされ、合計8万円が賠償された。

【公表番号 88】

本件事故当時、相馬市に居住していた申立人ら（夫妻及びその子。以下、夫を「X」という。ただし、子は福島市に居住していた。）が、県外に自主的避難をし、避難指示等により避難等対象区域内の勤務先を解雇されたとして、精神的損害及び就労不能に伴う損害等について賠償を請求した事案。

精神的損害及び避難費用については、定額賠償として56万円（8万円の2名分及び40万円の1名分）が賠償された（本件では、中間指針追補が想定する水準を超える実費の支出が確認できなかった。）。

【公表番号 93】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら（夫妻及びその子2名。以

下、夫を「X1」、妻を「X2」、成年の子を「X3」、未成年の子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。)が、自主的避難に伴う避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害について賠償を請求した事案。

避難費用、生活費増加費用及び精神的損害については、中間指針追補が想定する水準を超える実費の支出が確認できなかったとして、申立人らのうち成年3名にそれぞれ8万円が、未成年者であるX4に東京電力の平成24年2月28日付けプレスリリースの基準額（自主的避難等対象者のうち、子ども及び妊婦で自主的避難をしたものについて1名あたり20万円を追加）も含めて60万円が賠償された。

【公表番号 100】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、県外に自主的避難をし、生活費の増加費用及び精神的損害について賠償を請求した事案。

精神的損害については、定額賠償として、4万円が賠償された。

【公表番号 111】

本件事故当時、郡山市に居住していた申立人が、避難費用等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、4万円が賠償された。

【公表番号 112】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、東京都に自主的避難をしたとして、避難費用（移動費等）、精神的損害、帰宅費用及び謝礼等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、墓参り及び病氣治療のための通院分について1万円が賠償された。

【公表番号 116】

本件事故当時、いわゆる里帰り出産のために、自主的避難等対象区域内にある実家に帰省していた申立人ら（夫妻及びその子2名）が、自主的避難等対象区域内に滞在を続けたことによる相当額の精神的損害及び生活費増加費用について賠償を請求した事案。

精神的損害及び生活費増加費用については、本件事故当時、申立人らの「生活の本拠」が申立人らの実家（自主的避難等対象区域内）にあったことを認め、

同区域内に滞在を続けたことによる精神的損害及び生活費増加費用として、定額賠償として合計 128 万円（妊婦であった妻及び子 2 名について各 40 万円、夫について 8 万円）が賠償された。

【公表番号 124】

本件事故当時、会津地方から福島市への転居を予定していた申立人ら家族（大人 2 名、子ども 2 名）が、実際に平成 23 年 4 月に福島市に転居した後に被曝に関する危険を知ったことから、震災当時から福島市に居住していた者と同様に精神的損害を受けた等として、相当額の精神的損害等について賠償を請求した事案。

精神的損害については、本件事故時より相当以前に福島市に土地を購入し、平成 22 年内には建物も完成し引渡しを受けていたこと、平成 23 年度の新学期開始の前には転居することが震災前にあらかじめ計画されていたこと等から、申立人らを本件事故時において福島市に居住していた者と同等に扱うことが相当であるとして、定額賠償として、大人 1 名あたりそれぞれ 8 万円、子ども 1 名あたりそれぞれ 40 万円の合計 96 万円が賠償された。

【公表番号 134】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人が、精神的損害及び避難費用について賠償を請求した事案。

精神的損害については、定額賠償として、4 万円が賠償された。

6. 第 9-B-4 生活費の増加費用（家族別離に伴う交通費等）

—和解事例—

【公表番号 38】【和解案提示理由書 11 番】

本件事故当時、本宮市に居住していた申立人が、県内の実家に自主的に避難したとして、勤務先のある本宮市への通勤費用増加分、就労不能損害、精神的損害について賠償を請求した事案。

通勤費用増加分については、本宮駅前の空間放射量が平成 23 年 9 月 1 日までは $1.1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の値を示しており、申立人の住居地周辺の空間線量は平成 23 年 8 月の時点では $1 \mu\text{Sv/h}$ 程度の放射線量があったと推認できるので、平成 23 年 8 月の時点において、申立人が避難を継続していたことには合理性が認めら

れるが、平成 23 年 9 月以降は本宮市役所及び本宮駅前の数値が $1\mu\text{Sv/h}$ を下回るようになってきたことからすれば、平成 23 年 9 月以降は一応避難の必要性はなくなったと判断しうるとし、増加ガソリン代（1 日あたり 1500 円）から通勤手当（1 日あたり 80 円）を差し引いた額の 101 日分（平成 23 年 8 月末までの通勤日数）を通勤費用増加額として 14 万 3420 円が賠償された。

【公表番号 83】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（3 名）が、自主的避難に伴う精神的損害、生活費増加費用及び移動費用について賠償を請求した事案。

生活費増加費用については、9 万 3290 円が賠償された。

【公表番号 84】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用及び除染費用等について賠償を請求した事案。

生活費増加費用については、自家菜園でほぼ自給自足の状態であった野菜や、親戚から無償で譲り受けていた米を市場等で購入しなければならなくなった費用として、10 万円が賠償された。

【公表番号 100】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、県外に自主的避難をし、生活費の増加費用及び精神的損害について賠償を請求した事案。

生活費の増加費用については、申立人が、震災後、県外の勤務地への通勤に時間がかかるようになり勤務に支障を来していたこと等から平成 23 年 4 月 23 日になって勤務地と同じ市町村へ自主的避難をしたこと、高齢の母は自主的避難をしなかったこと等から、賃料約 2 ヶ月分の 13 万 350 円のみが賠償された。

【公表番号 112】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、東京都に自主的避難をしたとして、避難費用（移動費等）、精神的損害、帰宅費用及び謝礼等について賠償を請求した事案。

生活費の増加費用（家電製品購入費等）については、不要なものがあるとはいえないとして 20 万円が賠償された。

家具道具移動費については請求のとおり 6000 円が賠償された。

携帯電話利用増加分については、本件事故前の実際の支出額と本件事故後の月平均費用と比較して、5万円が賠償された。

7. 第9-B-5 就労不能損害

—和解事例—

【公表番号9】【和解案提示理由書5番】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら（親1名及びその子2名）が、自主的避難費用、精神的損害、就労不能損害等について賠償を請求した事案。

就労不能損害として、29万4575円（申立人らが避難先から帰宅した平成23年5月7日から就労を再開した同月11日までの間の不就労日は、自主的避難から帰宅した後の生活環境等を整えるための準備期間として就労しないこともやむを得ないとして、就労不能期間に含められた。）が賠償された。

【公表番号38】【和解案提示理由書11番】

本件事故当時、本宮市に居住していた申立人が、県内の実家に自主的に避難したとして、勤務先のある本宮市への通勤費用増加分、就労不能損害、精神的損害について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、自主的避難により5日間欠勤したので、請求のとおり3万9345円が賠償された。

【公表番号88】

本件事故当時、相馬市に居住していた申立人ら（夫妻及びその子。以下、夫を「X」という。ただし、子は福島市に居住していた。）が、県外に自主的避難をし、避難指示等により避難等対象区域内の勤務先を解雇されたとして、精神的損害及び就労不能に伴う損害等について賠償を請求した事案。

就労不能に伴う損害については、Xが厚生年金に加入したこと、正社員として稼働予定であったこと等を踏まえ、146万円（月額17万円の9ヵ月分に賞与3万円を合計し、雇用者から受領した10万円を控除した額）が賠償された。

【公表番号93】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら（夫妻及びその子2名。以

下、夫を「X1」、妻を「X2」、成年の子を「X3」、未成年の子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。)が、自主的避難に伴う避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、避難前のX1の稼働状況として、1ヵ月15万円程度の収入があったことから、3ヵ月の就労不能損害として合計45万円が賠償された。

【公表番号102】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら(2名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。)が、避難費用(移動費用・生活費増加費用。3万3632円)、精神的損害及び就労不能損害(40万円)について賠償を請求した事案。

X1の就労不能損害については、X1は、平成23年3月13日から平成23年4月16日にかけてスーパーマーケットでのアルバイトができなかったために4月分と5月分の給与がもらえなかったと主張し、2ヵ月分の給与合計40万円の賠償を請求した。しかし、本来であれば、5月分の給与は受け取ることができるはずであり、スーパーマーケット側も給与支払を申し出たものの、X1が給与を受け取らなかった事情が存在したことから、結局1ヵ月分の給与(20万円)が賠償された。

【公表番号111】

本件事故当時、郡山市に居住していた申立人が、避難費用等について賠償を請求した事案。

就労不能損害については、本件事故前の収入額の1ヵ月半分として19万5000円が賠償された。

8. 第9-B-6 その他自主的避難等に係る損害

—和解事例—

【公表番号37】

本件事故当時、郡山市に居住していた申立人ら(夫妻)が、自主的避難等に係る損害及び自家消費していたたけのこの価値相当額の損害等について賠償を請求した事案。

たけのこの価値相当額に係る損害については、実際の市場価格も参考にして消費量 2 年分に相当する 7 万 4400 円が賠償された。

【公表番号 84】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用及び除染費用等について賠償を請求した事案。

検査費用及び除染費用については、申立人らが実施した自宅建物及び庭の検査・除染作業（庭木の剪定、雨樋の取付け、表土剥ぎ及び客土）に要した費用として、65 万 4478 円が賠償された。

【公表番号 90】

本件事故当時、相馬市に居住していた申立人ら（5 名）が、自主的避難に伴う精神的損害、生活費増加費用、避難費用及び検査費用について賠償を請求した事案。

検査費用については、平成 23 年 6 月に申立人ら（子どもを含む。）が放射線量測定器を購入したこと、尿に含まれる放射能の検査をすることも合理的であったと考えられること、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）の第 2 項に規定される各実費の中に検査費用が明示されておらず、検査費用は精神的損害として定額で支払われる賠償とは性質が異なる支出であると考えられたこと等から、精神的損害とは別に、申立人らの請求のとおり、7 万 1100 円が賠償された。

【公表番号 117】

本件事故当時、郡山市に居住していた申立人（19 歳学生）が、自主的避難に係る精神的損害及び学校を休学した期間中の授業料相当額等の損害について賠償を請求した事案。

賠償されるべき損害額が争点となったが、申立人の年齢等の属性、居住区域の放射線量やこれに関する報道内容からすれば、自主的避難のため大学を休学したことにも一定の合理性があるとし、他方、中間指針追補によれば、子ども（満 18 歳まで対象であると考えられている。）について、平成 23 年 12 月末日までの損害として 1 名あたり 40 万円が目安とされていることも考慮して、無駄になった前期授業料 5 ヶ月分 40 万円余、アパートを退去した月の無駄になった家賃（日割計算）2 万円余、慰謝料 4 万円の合計 46 万 5800 円が賠償された。

第10 その他

1. 除染費用

(中間指針第二次追補)

除染等に係る損害は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

I) 本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。

II) 住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる。

－和解事例－

【公表番号 29】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人が、本件事故によって自宅の敷地が放射性物質により汚染されたとして、砂利の入替えや芝生の張替えといった除染作業(以下「本件除染作業」という。)を実施し、本件除染作業に要した費用として、自宅敷地の除染費用(19万9500円)及び放射線測定器購入費用(5万550円)について賠償を請求した事案。

自宅敷地の除染費用(19万9500円)及び放射線測定器の購入費用(5万550円)につき相当性が認められるとして、25万50円が賠償された。

【公表番号 51】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら(2名)が、相当額の精神的損害、生活費増加費用(5万383円)及び除染費用(91万5650円)について賠償を請求した事案。

除染費用については、庭の芝生の除去、畑の土の除去等の除染に要した費用である91万5650円が賠償された。

【公表番号 80】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら(夫妻及びその子2名。以下、

夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。)が、県外に自主的避難をしたとして、避難費用、生活費増加費用等について賠償を請求した事案。

除染費用については、その作業日数（1日）及び作業内容から相当なものとして、知人の工事業者への謝礼（3万円）及び材料費（砂利及び生コンクリート代。2万円）が賠償された。

【公表番号 84】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用及び除染費用等について賠償を請求した事案。

検査費用及び除染費用については、申立人らが実施した自宅建物及び庭の検査・除染作業（庭木の剪定、雨樋の取付け、表土剥ぎ及び客土）に要した費用として、65万4478円が賠償された。

【公表番号 87】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（夫妻）が精神的損害等（夫妻それぞれにつき8万円）の賠償を請求するとともに、除染費用（9万8175円）について賠償を請求した事案。

除染費用については、申立人らの居宅と隣家との境界線付近に植栽してあった、くるみ、桑、けやき等10本の伐採を業者に委託して行った際の費用であるが、請求のとおり9万8175円が賠償された。

【公表番号 96】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人が、平成23年9月ころに自宅の庭の表土入替工事を行い、除染費用として48万4839円の賠償を請求した事案。

除染費用については、業者に除染を依頼したことにより申立人が支出した費用として、申立人の請求額である48万4839円がその請求のとおり賠償された。

【公表番号 115】

本件事故当時、郡山市所在の比較的線量の高い地区に住んでいた申立人が、自宅の庭の線量が低下しない原因が庭のウッドデッキにあると考え、庭土等の入替えの他、ウッドデッキを撤去し庭を石張りにする工事等（以下「本件工事」という。）を行い、支出した費用のうち120万8500円の賠償を請求した事案。

除染費用については、被曝した物の除去費に加えて、従来と同程度の景観に復するために支出した費用（レンガベースやサンドストーン敷費用、植栽移植や暖房機の移設費用）に相当する61万2200円が賠償された。

【公表番号122】

本件事故当時、茨城県に居住していた申立人らが、自宅の除染に伴う費用等について賠償を請求した事案。

除染のために処分した芝生や花木の買換費用については、請求のとおり2万円が賠償された。

除染費用（踏み石購入費及び放射能測定器購入費用）については、請求のとおり合計1万5680円が賠償された。

2. 弁護士費用

（総括基準）

1 原子力損害を受けた被害者が原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の仲介の申立てをするについて自己の代理人弁護士を選任した場合には、下記の損害が、弁護士費用として賠償すべき損害と認められる。

1) 標準的な場合

和解により支払を受ける額の3%を目安とする。

2) 和解金が高額（おおむね1億円以上）となる場合

和解により支払を受ける額の3%未満で仲介委員が適切に定める額

和解により支払を受ける額については、個人又は法人単位に考えるのが原則であるが、弁護士が複数の個人又は法人から委任を受けている場合には、事情により、複数の個人又は法人が和解により支払を受ける額の合算額をもとにしてこの基準を適用することができる。

3) 例外的な取り扱い

和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動に通常の事案よりも複雑困難な点があったと認められる場合（弁護士にかかった手間と比べて和解金が著しく少額である場合を含む。）には、弁護士費用相当額の損害を増額することができる。

和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動が、適正、迅速な審理の実現にあまり貢献しなかったと認められる場合には、仲介委員の判断により、弁護士費用相当額の損害を認定しないことができる。

－和解事例－

【公表番号 1】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、本件事故発生直後からの避難に伴い発生した精神的損害、居住地に所在する申立人所有の建物（以下「本件建物」という。）が被曝したことにより生じた損害等について賠償を請求した事案。

弁護士費用については、申立ての難易度その他一切の事情に鑑みると、本件事故により避難を余儀なくされ、従前の生活環境から突如切り離された申立人らが、和解仲裁手続において円滑に審理を進行し、紛争を解決する上で弁護士の助力を得ることが必要不可欠である等の事情から、弁護士費用以外の和解金額合計の3%の範囲で認めることが相当であるとして、X1 に対し 62 万 2975 円、X2 に対し 5 万 628 円がそれぞれ賠償された。

【公表番号 3】

本件事故当時、南相馬市小高区で飲食店を経営しながら、同居する親を介護していた申立人が、避難費用、営業損害、精神的損害等について賠償を請求した事案。

弁護士費用については、総賠償額の約 3%に相当する 9 万 5000 円が賠償された。

【公表番号 11】

本件事故当時、南相馬市鹿島区に居住していた、両足に障害のある申立人が、避難費用、精神的損害、新規購入した家財等に係る損害等について賠償を請求した事案。

弁護士費用については、3 万円が賠償された。

【公表番号 54】

本件事故当時、猪苗代町において野菜・果物等の販売業を営んでいた申立人が、営業損害及び弁護士費用について賠償を請求した事案。

弁護士費用については、和解金額の 3%に相当する 7 万 8000 円が賠償された。

【公表番号 86】

本件事故当時、県内（自主的避難等対象区域）において歯科技工所を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害（風評被害）について賠償を請求した事案。

弁護士費用については、14万8896円が賠償された。

【公表番号 112】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、東京都に自主的避難をしたとして、避難費用（移動費等）、精神的損害、帰宅費用及び謝礼等について賠償を請求した事案。

弁護士費用については1万円が賠償された。

【公表番号 131】

本件事故当時、警戒区域内において造園業を営んでいた申立人が、避難費用、精神的損害、営業損害及び財物価値の喪失又は減少に係る損害等の賠償を請求した事案。

弁護士費用については、賠償総額の3%相当額の24万円が賠償された。

3. 仮払補償金又は既払賠償金の控除

－和解事例－

【公表番号 1】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、本件事故発生直後からの避難に伴い発生した精神的損害、居住地に所在する申立人所有の建物（以下「本件建物」という。）が被曝したことにより生じた損害等について賠償を請求した事案。

X1は東京電力から仮払補償金130万円を、X2は東京電力から仮払補償金30万円をそれぞれ受領したが、本和解契約においては、いずれについても、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 3】

本件事故当時、南相馬市小高区で飲食店を営しながら、同居する親を介護

していた申立人が、避難費用、営業損害、精神的損害等について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金 100 万円を受領したため、本和解契約においては、20 万円について控除する旨定められた。

【公表番号 6】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人ら（夫妻、妻の母及び子。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、妻の母を「X3」、子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が避難費用（42 万 2100 円）、一時立入費用（2 万 5000 円）、精神的損害（795 万円）、就労不能損害（303 万 6153 円）、生活必需品の購入費用（8 万 9268 円）等について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から仮払補償金 220 万円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 11】

本件事故当時、南相馬市鹿島区に居住していた、両足に障害のある申立人が、避難費用、精神的損害、新規購入した家財等に係る損害等について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金 30 万円を受領したため、本和解契約においては、30 万円について控除する旨定められた。

【公表番号 14】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、いわき市に避難後、避難生活のために購入した衣類、家具等の購入費用について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から仮払補償金 160 万円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 30】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人ら（夫妻及びその子 2 名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、相当額の交通費（避難交通費及び一時立入交通費）、生活費の増加費用（42 万 3920 円）、精神的損害（400 万円）及び就労不能等に伴う損害（172 万 2080 円）について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から仮払補償金 220 万円を受領したため、本和解契約

においては、220万円について控除する旨定められた。

【公表番号 31】

本件事故当時、飯舘村に居住していた申立人が、避難費用（交通費。1万1000円）、生活費増加費用（56万3958円）、就労不能損害（97万9000円）及び精神的損害（315万円）及び一時立入費用（4万4000円）について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金30万円を受領したため、本和解契約においては、30万円について控除する旨定められた。

【公表番号 32】

本件事故当時、計画的避難区域（飯舘村）に居住していた申立人が、生活費の増加費用、精神的損害、避難費用、一時立入費用、生命・身体的損害（通院慰謝料等）等について賠償を請求した事案。なお、申立人の子も同時に避難費用等を請求した。

申立人は、東京電力から仮払補償金105万円を受領したため、本和解契約においては、105万円について控除する旨定められた。

【公表番号 34】

本件事故当時、川内村（緊急時避難準備区域）に居住していた申立人ら（夫妻）が、生活費増加費用（50万円）、相当額の精神的損害等の賠償について請求した事案。

申立人らは、東京電力から仮払補償金総額160万円を受領したが、当該仮払補償金は和解対象期間外である平成23年3月11日から平成23年8月31日までの精神的損害（合計136万円）や本和解の効果及ばない一時立入費用（合計21万円）その他の損害に充当されたとして、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 39】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、避難費用及び精神的損害等について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金105万円を受領したため、本和解契約においては、105万円について控除する旨定められた。

【公表番号 40】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、避難費用及び精神的損害等について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金 105 万円を受領したため、本和解契約においては、105 万円について控除する旨定められた。

【公表番号 41】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら（夫妻及びその子 3 名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」、「X5」といい、併せて「申立人ら」という。）が、県外に避難したとして、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から仮払補償金 250 万円を受領したため、本和解契約においては、そのうち 143 万 606 円について控除する旨定められた。

【公表番号 43】

本件事故当時、広野町に居住していた申立人が、避難先の親族宅で支払った宿泊費用（謝礼金）について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から申立人の世帯につき仮払補償金 100 万円、申立人につき仮払補償金 30 万円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 46】

本件事故当時、栃木県において宿泊業を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害等（合計 162 万 8808 円）について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から平成 23 年 3 月 11 日から 8 月までの営業損害に係る既払賠償金 201 万 348 円を受領したため、本和解契約においては、201 万 348 円について控除する旨定められた。

【公表番号 47】

本件事故当時、警戒区域内に居住していた申立人ら（2 名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、精神的損害、避難費用（避難先の賃料・敷金の償却分等）、家電等購入費、一時立入費用、検査費用等について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金 160 万円を受領したが、本和解契約にお

いては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 48】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難交通費（1万1000円）、精神的損害（100万円）、財物価値の喪失又は減少等に係る損害（家具等。100万円）及び生活費増加費用等（16万8081円）について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金30万円を受領したため、本和解契約においては、30万円について控除する旨定められた。

【公表番号 50】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら（夫妻、その子及び夫の母。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子を「X3」、夫の母を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用及び就労不能に伴う損害等について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から仮払補償金210万円を受領したため、本和解契約においては、210万円について控除する旨定められた。

【公表番号 56】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人が、本件事故を契機に、勤務先である営業所の異動を余儀なくされたとして、異動前の給与（月額27万9200円）と異動後の給与（月額11万5500円）との差額に係る就労不能損害について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金130万円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 58】

本件事故当時、緊急時避難準備区域に居住していた申立人ら（3名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、精神的損害、就労不能損害等について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から仮払補償金190万円を受領したため、本和解契約においては、190万円について控除する旨定められた。

【公表番号 59】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、避難費用（6万1000

円)、一時立入費用(19万8000円)、生活費増加費用(51万6348円)及び精神的損害(300万円)について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金30万円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号63】

本件事発当時、大熊町に居住していた申立人が、精神的損害、自動車の財物価値喪失又は減少に係る損害及び生活費増加費用等について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から既払賠償金116万2950円を受領したため、本和解契約においては、116万2950円について控除する旨定められた。

【公表番号64】

本件事発当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら(4名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。)が、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から仮払補償金220万円を受領したため、本和解契約においては、220万円について控除する旨定められた。

【公表番号70】

本件事発当時、富岡町に居住していた申立人が、避難費用、生命・身体的損害及び精神的損害の賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金105万円を受領したため、本和解契約においては、105万円について控除する旨定められた。

【公表番号74】

本件事発当時、浪江町に居住していた申立人が、県外の親戚宅に避難したとして避難費用(親族への謝礼。30万円)について賠償を請求した事案。

申立人は、申立人の家族を含めた3名分について、東京電力から仮払補償金及び既払賠償金合計771万6315円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金及び既払賠償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号75】

本件事発当時、川俣町(計画的避難区域)に居住していた申立人ら(夫妻及

び夫の母。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、夫の母を「X3」といい、併せて「申立人ら」という。)が、福島市に避難したとして、避難費用(交通費)等について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から仮払補償金 190 万円を受領したため、本和解契約においては、そのうち 140 万円について控除する旨定められた。

【公表番号 78】

本件事故当時、楡葉町に居住していた申立人ら(夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。)が、子らの家を転々と避難したとして、避難費用、生命・身体的損害及び精神的損害について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から仮払補償金 160 万円を受領したため、本和解契約においては、160 万円について控除する旨定められた。

【公表番号 79】

本件事故当時、双葉町に居住していた申立人が、生活費増加費用等について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金及び既払賠償金計 144 万 9158 円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金及び既払賠償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 83】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら(3名)が、自主的避難に伴う精神的損害、生活費増加費用及び移動費用について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から自主的避難に対する賠償として既払賠償金 24 万円を受領したため、本和解契約においては、24 万円について控除する旨定められた。

【公表番号 85】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人が、避難費用(生活費増加費用 83 万円余、一時帰宅費用 9 万円余)、生命・身体的損害(24 万円余)、精神的損害(122 万円)、就労不能損害(34 万円余)及びその他損害(21 万円余)等について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金及び既払賠償金合計 141 万 6120 円を受領

したため、本和解契約においては、89万1120円について控除する旨定められた。

【公表番号 87】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（夫妻）が精神的損害等（夫妻それぞれにつき8万円）の賠償を請求するとともに、除染費用（9万8175円）について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から精神的損害等に関する既払賠償金としてそれぞれ8万円を受領したため、本和解契約においては、それぞれ8万円について控除する旨定められた。

【公表番号 89】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、就労不能損害（155万1168円）、生活費増加費用（79万3637円）、相当額の財物損害（車両）等について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から仮払補償金160万円を受領したため、本和解契約においては、160万円について控除する旨定められた。

【公表番号 90】

本件事故当時、相馬市に居住していた申立人ら（5名）が、自主的避難に伴う精神的損害、生活費増加費用、避難費用及び検査費用について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から自主的避難に対する賠償として既払賠償金92万円を受領したため、本和解契約においては、92万円について控除する旨定められた。

【公表番号 92】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、県外に避難したことに伴う避難費用（物品購入費として44万7083円、家賃として10万4000円、宿泊費として39万2000円、移動費用として2万2000円）について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から仮払補償金160万円を受領したため、本和解契約においては、直接請求による上記支払額から、160万円について控除する旨定

められた。

【公表番号 102】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら（2名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用（移動費用・生活費増加費用。3万3632円）、精神的損害及び就労不能損害（40万円）について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力からそれぞれ既払賠償金8万円を受領したため、本和解契約においては、それぞれ8万円について控除する旨定められた。

【公表番号 110】

本件事故当時、警戒区域内において建設業を営んでいた申立人（本件事故後は移転して営業を再開）が営業損害について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金250万円を受領したため、本和解契約においては、250万円について控除する旨定められた。

【公表番号 113】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻、成年の子1名及び未成年の子1名。ただし、未成年の子は本件事故当時、県外に下宿中であった。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、成年の子を「X3」、未成年の子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等（合計1670万円余）について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金190万円を受領したが、本和解契約においては、上記和解金額総額から仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められておらず、後日清算する旨合意された。

【公表番号 114】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら3名が、自主的避難等対象区域に避難したことに係る損害として、避難指示に基づく精神的損害並びに自主的避難等対象区域に避難したことに基づく生活費の増加費用、移動費用及び精神的損害について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から既払賠償金276万円を受領したため、本和解契約においては、276万円について控除する旨定められた。

【公表番号 121】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人ら（2名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害、一時立入費用の賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から仮払補償金160万円を受領したため、本和解契約においては、160万円について控除する旨定められた。

【公表番号 129】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら（夫妻及びその子2名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、検査費用（人）（2万2000円）、避難費用（144万7164円）、生活費の増加費用（131万6192円）、一時立入費用（3万8000円）、精神的損害（1120万円）及び就労不能損害（127万3121円）について賠償を請求した事案。

申立人らは、東京電力から仮払補償金220万円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 131】

本件事故当時、警戒区域内において造園業を営んでいた申立人が、避難費用、精神的損害、営業損害及び財物価値の喪失又は減少に係る損害等の賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金70万9415円を受領したが、本和解契約成立後も損害が相当期間にわたって継続して発生するものと考えられるとされ、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 136】

本件事故当時、飯舘村に居住し、その後、県外に避難した申立人が就労不能損害について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から申立人の属する世帯につき仮払補償金100万円を、また、申立人につき仮払補償金30万円をそれぞれ受領したが、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 138】

本件事故当時、福島市に居住し、警戒区域内に勤務していた申立人（40歳代）

が、就労不能損害（月額 22 万 5000 円）の賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 8 月 31 日までの就労不能損害の賠償として、既払賠償金 45 万 6922 円を受領したが、本和解契約においては、既払賠償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 140】

本件事故当時、緊急時避難準備区域に居住していた申立人（身体障害者）が、精神的損害（月額 35 万円）について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金 28 万 5000 円を受領したため、本和解契約においては、28 万 5000 円について控除する旨定められた。

【公表番号 143】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、生活費増加費用、移転・宿泊費等、精神的損害及び一時立入費用について賠償を請求した事案。

申立人は、東京電力から仮払補償金を受領したが、本和解に先立ち行われた和解手続において既に仮払補償金を清算済みであったことから、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

4. その他

－和解事例－

【公表番号 69】

本件事故当時、県内（避難等対象区域外）に拠点を置いて地質調査業を営んでいた申立人が、本件事故により従来の調査装置が使用できなくなったとして営業損害及び調査装置の新規導入費用について賠償を請求した事案。

営業損害については、申立人の過去 3 年の工事 1 件あたりの売上高の平均値に 30% を乗じて、さらに和解対象期間中の受注工事見込み件数を乗じる方法が採用され、459 万 4916 円が賠償された。

新たな調査装置の発注費については、従前の調査装置に比べて測定精度を向上させる改良等も加えており、発注費の一部である 556 万 5000 円が賠償された。

【公表番号 126】

本件事故当時、県内（自主的避難等対象区域）においてプロスポーツ選手として活動していた申立人が、営業損害（減収分及び追加的費用）として 78 万 6000 円の賠償を請求した事案。

営業損害（減収分）については、上記の期間に本件事故が起これなければ県内において開催されたはずの大会において申立人が得られたであろう収入（ただし、平成 23 年 5 月に開催されたはずの大会に関しては、大会の中止につき地震や津波の影響もあると考えられたことから、一定の減額を行った金額）として、8 万円が賠償された。

営業損害（追加的費用）については、本件事故により県内で練習を行うことができなくなったことから、申立人が県外で練習を行うために少なくとも負担したと考えられるガソリン代として、5 万 2500 円（自動車による往復 100 キロメートルの移動が、1 ヶ月あたり 5 回、平成 23 年 5 月から平成 23 年 11 月までの 7 ヶ月間にわたり少なくとも発生したことを前提に、移動距離 1 キロメートルにつき 15 円を乗じた金額）が賠償された。

【公表番号 142】

本件事故当時、白河地方に居住していた申立人が、薪ストーブ用の薪購入費用及び精神的損害（薪ストーブが使用できなかったことにより、十分な暖房が得られなかったことに対する精神的苦痛）等について賠償を請求した事案。

平成 24 年 6 月から平成 25 年 5 月分の薪購入代金を含む薪代金、申立人世帯 4 名について薪ストーブの使用ができないことに伴い十分な暖房が得られなかったことに対する精神的苦痛及び検査費用の各損害項目を合算した概算額として、合計 28 万 2000 円が賠償された。